

令和5年9月6日（水曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和4年決算審査特別委員会第1日目

令和5年9月6日(水)

出席議員(10名)

| | |
|----------|------------|
| 1番 伊藤 廣好 | 6番 石山 和春 |
| 2番 叶内 昌樹 | 7番 奥山 謙三 |
| 3番 荒澤 広光 | 8番 八 歙 太 |
| 4番 伊藤 欽一 | 9番 佐藤 広幸 |
| 5番 小国 浩文 | 10番 斎藤 好彦 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|--------|----------------------|--------|
| 町 長 | 森 富 広 | 地域整備課長 | 伊藤 秀 樹 |
| 副町長 | 鏡 裕 之 | 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤 雅 博 |
| 会計管理者 | 伊藤 茂 樹 | 総務課財政担当課長補佐 | 佐藤 拓 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 沼澤 伸 一 | デジタルファースト推進室長 | 佐藤 仁 |
| まちづくり課長 | 曾根田 健 | 教 育 長 | 伊藤 幸 一 |
| 健康福祉課長 | 鍛冶 紀 邦 | 教 育 課 長 | 豊岡 将 志 |
| 住民税務課長 | 沼澤 一 征 | 代表監査委員 | 齊 徹 |
| 地域強靱化対策室長 | 伊藤 英 一 | 監査事務局長 | 相馬 広 志 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

本日の会議に付した事件

認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について

認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算について

午後1時13分 開会

委員長 令和4年度一般会計並びに5特別会計1企業会計の決算審査特別委員会の委員長に互選されました石山でございます。精いっぱい務めさせていただきますので、進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、ご協力よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和4年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに委員会を開会いたします。

審査方法につきまして、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括審査し、歳出については各款ごとに審査する方法、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のため休憩を3款ないし4款ごとに、一、二分程度取りますので併せてよろしくお願いいたします。

認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いいたします。

(挙手あり)

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。

明日は午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでました。

午後1時32分 散会

令和5年9月7日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和5年決算審査特別委員会第2日目

令和5年9月7日(木)

出席委員(10名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 伊藤 廣好 | 6番 石山 和春 |
| 2番 叶内 昌樹 | 7番 奥山 謙三 |
| 3番 荒澤 広光 | 8番 八 欽 太 |
| 4番 伊藤 欽一 | 9番 佐藤 広幸 |
| 5番 小国 浩文 | 10番 斎藤 好彦 |

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---------|
| 町 長 森 富 広 | 総務課総務係主任 | 伊藤 峻 介 |
| 副 町 長 鏡 裕 之 | まちづくり課長補佐 | 野 尻 誠 |
| 会計管理者 伊藤 茂 樹 | 住民税務課 危機管理担当課長補佐 | 植松 昌 人 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一 | 住民税務課 危機管理担当課長補佐 | 沼澤 辰 成 |
| まちづくり課長 曾根田 健 | 住民税務課 住民担当課長補佐 | 八 欽 俊 勝 |
| 健康福祉課長 鍛冶 紀 邦 | 健康福祉課 医療年金係長 | 森 祐 子 |
| 住民税務課長 沼澤 一 征 | 健康福祉課 地域保健担当課長補佐 | 東 村 貴 恵 |
| 地域整備課長 伊藤 秀 樹 | 健康福祉課福祉係長 | 佐藤 祐 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 斎藤 雅 博 | 農業振興課長補佐 | 岡崎 千恵子 |
| デジタルファースト推進室長 佐藤 仁 | 地域整備課長補佐 | 大場 君 博 |
| 地域強靱化対策室長 伊藤 英 一 | 地域整備課水道係長 | 松本 正 人 |
| 総務課財政担当課長補佐 佐藤 拓 | 教育課長補佐 | 森 英 俊 |
| 教 育 長 伊藤 幸 一 | 代表監査委員 | 齊藤 徹 |
| 教 育 課 長 豊岡 将 志 | 監査事務局長 | 相馬 広 志 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
- 認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

質疑ありませんか。

1番 それでは、お願いします。ページは36ページ、37ページ、16款2項6目土木費県補助金の中の暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金162万2,000円、この内容と、それから使徒、使い道はどうなっているのか、お願いします。

地域整備課長 暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金162万2,000円につきましては、リフォーム補助金の県補助になります。12件、324万5,000円、掛ける2分の1で162万2,000円となっております。以上です。

1番 すみません、もう一度お願いします。

地域整備課長 リフォーム補助金の補助になります。12件で324万5,000円、掛ける2分の1ということで162万2,000円となっております。以上です。

1番 私、ちょっと分からないんですけども……。〔補助の内容ですか〕の声あり

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

委員長 再開いたします。

地域整備課長 リフォーム、住宅のリフォーム補助金で、要件が子育て世帯、新婚世帯、移住世帯となっております。工事費の3分の1で、上限が30万円となっております。そのような形で、リフォームに対して補助をする制度となっております。以上です。〔はい、分かりました〕の声あり

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

3番 32、33ページの16-2-2民生費県補助金のところですか。33ページの真ん中のところですけども、総務費補助金というところで、コンビニ交付サービス導入事業ということで252万

4,000円、県から、県といいますか収入になっておりますけれども、これはコンビニでも利用できるというふうな内容だと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

デジタルファースト推進室長 はい、議員お見込みのとおり、コンビニで住民票や印鑑証明書を発行するサービスのことでございます。以上です。

3番 これは、今現在も継続してやっている内容なんでしょうけれども、窓口で、窓口に来て申請して受け取っている数、あるいはコンビニで申請して受け取っている数ですけども、その辺の比率ですけども、分かっていたら教えていただきたいなと思います。

住民税務課長 先日の一般質問でもお答えした件なんですけれども、件数にしましては、住民票と印鑑証明書合わせて、4月が25件、5月が18件、6月が24件、7月が25件となっております、窓口と合わせまして100件ほど毎月来るので、4分の1から5分の1程度、コンビニ交付で発行しているという状況でございます。

3番 これは、あくまでもコンビニなので、全国どこのコンビニからでもそうだと思うんですけども、ざっくり1割程度がコンビニというふうなところの回答ですかね、今のは。

住民税務課長 毎月の交付数としては、100から120件、窓口とコンビニと合わせてあるので、平均すると25件ぐらいがコンビニで、うち、なっているということで、比率からすれば2割から2割5分ぐらいがコンビニで取っているという状況でございます。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。

2番 同じページ、32、33の1-2-1、今、荒澤さんが言ったところですけども、33ページのコンビニ交付サービスでありますけれども、件数は分かりましたけれども、実際、私も印鑑証明書を取ってみました。そのときに、高齢者的なというか、ある程度年配いった人って、ちょっと何か使いづらかったような気がしたんですけども、その使い方とかそういう操作の仕方は、まあ、コンビニに行けば一応できるんですけども、結構手間かかったんです、最初。

だから、そういう例えばお知らせ的なもので、コンビニでこういう操作するとできるよというのを周知というかね、何かお知らせとかできればもうちょっとこう、便利で手数料もないのでその分安くできるので、そっちのほうが便利なのかなと思ったんですけども、そういう取組とかはなされたんでしょうか。

住民税務課長 このコンビニ交付サービスについては、4月1日より始まっているサービスでございますので、3月末の発行の広報紙でも周知しているところですし、あとはホームページでも当然しているんですが、このやり方については、舟形で独自で簡単にするとかは当然できないもので、全国のコンビニ、全国の市町村、同じやり方というものです。前回出したのが3月、4月ですので、また時期も経過していることもありますので、さらに年二、三回、

周知していきたいと思います。

ただ、1回使っていただければ、大変便利な、時間も拘束されないので、1回使っていただければという意味で、数回周知していきたいと思います。

2番 操作を覚えると、すごい便利だなと思いましたので、やはり年に数回でもいいので周知のほうをよろしく願いいたします。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 34ページ、35ページ、4款4目水産業県補助金、川と海の環境保全支援事業費補助金とありますけれども、どういう事業に対しての補助金なのか、お聞かせください。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの補助金の内容につきましては、鮎の放流と、あとは川鵜の追い払いのための追い払い花火の購入の事業に充てられているものです。

5番 そうすると、鮎、鮎のやつに。まあ、ここ、「川と海」とありますけれども、舟形に海はないので川になるのかなと思って。ただ、どういうものに対しての補助金なのか、ちょっと確認できなかったもので、分かりました。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

1番 それでは、44ページ、45ページ、お願いします。21款5項1目の雑入ですけれども、中段に最上広域ドクターヘリ誘導業務補助金150万円ありますけれども、これの使い道、使徒、それから舟形のヘリポートを実際利用されているのか、利用されたとすれば年間どれぐらい利用があったのか、どの箇所なのか、そこをお願いします。

委員長 1番委員に申し上げます。一問一答になっておりますので、1問ずつの質問をお願いいたします。

住民税務課長 それでは、1問目の質問でございますが、広域ドクターヘリにつきましては、平日に関しては、私どもの危機管理室の職員が誘導等の作業を行うところなんですけれども、土日祝日に関しては、振興公社、温泉のほうに委託しております。その分が年間150万円というところで委託しておるんですが、その分を最上広域から同額を入金されているというものでございます。

1番 それでは、実際、舟形町でのヘリポートを利用した実績をお願いします。

住民税務課長 昨年1件、今年度1件、事例がございまして、場所が亀割バイパスの駐車帯への誘導、2回ともその場所への誘導でございました。

1番 それは、町民の方が対象になったんですか、町外の方ですか。

住民税務課長 その2件は、最上町在住の方が救急車で運ばれてきて、そこからヘリで誘導という案件でございました。（「2件とも」の声あり）はい。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、16ページの1款4項1目の町たばこ税についてお伺いいたします。当初予算額で1,800万円ほど見込んで、補正予算額が400万円、そして収入済額が2,400万円ということになっております。この時系列の中で、まず、税金収入が増えたということはいいことなんですけれども、ここで随分、見込みと違った形で収入額が増えてきているというふうに、私、見ます。

まず、当初予算を組んだ時点、そして補正予算を組んだ時点から200万円ほど、また税収が多くなっているということで、この見込みが、まあ、多くなったことはいいことなんですけれども、税収ということではいいことだと思うんですけれども、何による、時系列的にどういった要因で予想外に増えていったと考えているのか、質問いたします。

住民税務課長 単純に言えば、ちょっと堅く当初は見積もったのかなとは思いますが、たばこ税の入り方として、例えば9月分のたばこ税というのは、11月ぐらいに入ってくるということで、1か月から2か月まで行かないけれども、そのぐらい遅れて来るので、なかなか見込むことはちょっと難しかったのかなと思います。

ただ、今年度については、当初で2,100万円を計上しているかと思うんですけれども、できるだけ実績に合わせてタイミングよく補正して、収入済額に近いような形で補正をしていきたいと考えております。

9番 つまり、購入したときからは大体2か月ぐらいの誤差がある中での補正であったり、何かを組むということというふうに受け取りました。

今、舟形町で購入すればこういった形、舟形町の販売店で購入すればこういった形で上がってくると思うんですけれども、ほかの町で購入すればほかの、舟形町民がね、ほかの町で購入すればほかの町のたばこ税の収入になるということで、まあ、積極的に「うちで買ってたばこ吸ってくださいよ」って言いにくいかもしれないんですけれども、ある程度のそういった啓蒙というのは必要ではないかなというふうに思うんです。

そういったことで、そういった販売所って何なんぼぐらいあるんですかね、舟形でたばこを売っているところってコンビニぐらいしか、私吸わないんで思い浮かばないんですが、そういった啓蒙活動とかなりはやっているんでしょうか。

住民税務課長 年1回、私どもの税務課担当と、町の小売団体とJT等の日本たばこさんと、情報交換を毎年行っているところです。そこで、商店、豊岡商店とか、ほかにニコットさんとか、売っているところ、たばこはあると思うんですけれども、ああ、沢内商店と、そういうところにはチラシ等も貼っていて、啓蒙はしているところです。

なお、毎月の広報の欄に、今月のたばこ税、何ぼですということを毎月入れていまして、それぐらい町に収入入っているんだよということで町民には周知しているところでございます。

(「分かりました」の声あり)

委員長 ほかに質疑ございませんか。

3番 38、39ページ、17-1の財産収入について質問いたします。当初予算、あるいは補正含めて2,100万円の予算が置かれてあったわけですがけれども、収入済額が1,216万3,000円というふうなところで、46%ぐらいまでしか計画対比で入ってきていないんですけれども、これの財産収入の収入の内容を教えてくださいと思います。

総務課財政担当課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

17款財産収入におきましては、1項の財産運用収入と2項の財産売払収入がございますけれども、大きな差が出ておりますのは、2項の財産売払収入となっております。

こちらの不動産売払収入について、当初予算額1,140万円というところで、こちらはひだまり第2分譲地3区画の販売を見込んで3区画分と、あと内山分譲地1区画分を見込んでの予算計上をしてございましたけれども、4年度につきましては、内山分譲地1区画のみの販売となったために、ここで大きな差が出ていることとなっております。

また、物品売払収入につきましては、当初、除雪機の売払い収入を見込んでおりましたが、除雪機の納入時期が遅れるということで、4年度中に売り払うことが困難というところになりまして、こちらのほうを減額させていただいているところでございます。以上です。

3番 土地の財産に関しましては、令和4年度の段階では、ひだまりのところはまだ売れていなかったというふうな認識でよろしいでしょうか。

総務課財政担当課長補佐 はい、4年度については、ひだまり第2分譲地は販売実績はございません。以上です。（「はい、了解しました」の声あり）

委員長 ほかにありませんか。ありませんか。

これをもって、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午前10時22分 休憩

午前10時27分 再開

委員長 説明員の交代は、速やかにお願いいたします。

会議を再開いたします。

一般会計歳出の審査を行います。

第1款議会費の読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 54、55ページの2-1-2文書広報費についてお聞きします。右側の55ページの文書広報費事業788万7,000円の内訳ですけれども、④の印刷製本費というところで、当初予算では589万8,000円取ってあったと思うんですけれども、115%増加してこういうふうな数字になっています。成果表の中には、カラーページが多くなり見やすくなったというふうなコメントが書かれてあるんですけれども、これはカラーページをしたことによって増加したのか、このところの世の中の物価高、これが影響したのか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

まちづくり課長 この印刷製本費の増加の原因なんですけど、物価高もあるんですけど、大きな原因としては、より見やすく情報をお伝えしたいという観点からカラーページを多く取り入れ、あと増刷も増えたというのが一番大きな原因となっております。

3番 カラーページは印刷屋さんのほうでしたんじゃないでしょうか、もともとの計画でカラーページを増やそうとした担当の計画だったと思いますので、それだったらもう少し当初予算を、当初予算なり補正予算なりで上げておくのがマニュアル的にはそうなのかなと私は思うんですけれども、その辺の見解、お願いしたいと思います。

町長 これは、議会報とも若干関係がございまして、議会報のほうは割とカラーページというかそういうものが多くて、広報が見つらいというようなご批判も途中であったものですから、それではやはり広報も少し見やすく変えようというふうなことで、年度途中からカラーページを増やしたと、そういういきさつでございます。

3番 当初からというふうな、今、町長の答弁じゃなかったんで、途中からというふうな見やすい広報紙にしたというところで、まあ、理解はしました。答弁は必要ありません。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは、同じページなので、2-1-1の職員採用試験事業についてお伺いします。成果報告書の4ページには、その募集をするに当たって、町のホームページ、防災行政無線、町の公式LINEにより、試験の実施というんですか、これは募集だというふうに私は思うんですけれども、募集を行った結果、13名からの募集があったようなんですけれども、これはこの書いてある3つ、3つといってもホームページとかLINEになると思うんですけれども、どういう割合でどこの募集に応募してきたか。つまり、町のホームページを見てホームページに募集してきたのか、LINE……、そもそも、LINEから応募ってできるんですかね。

これはどういう効果があるかということを知りたいわけですが、そういった、何を見て募集してきたかという、効果が分かるのでしょうか、質問いたします。

総務課長 町の職員採用試験につきましては、町の広報紙及び成果報告書にありますように、町のホームページ、あと防災行政無線や公式LINEということで周知を図っております。

申込みにつきましては、電子申請サービスというものを使っていただいて、基本的にはネットから、ネットの回線を利用したやまがたe申請というものを利用して申込みをしていただくことになっております。

何を見て応募してきたかというところまでは、そういった調査はしておりませんので、それぞれ今申し上げました、広報紙であったり、町のホームページであったり、公式の町のLINEであったりを見て、そしてその募集要項を見て、やまがたe申請という電子申請サービスから申し込むというふうな流れになってございます。

9番 そうしますと、舟形町においては、職員採用募集、応募するに当たっては、もう電子申請のみでの受付になっているというふうに解しました。私、そういうふうに理解しましたけれども、アナログ的なもの、つまり投函とかによるものは、もう行っていないというふうに、今、解しました。

その中で、やはり私、ぜひ実施していただきたいんですけども、ホームページを見たかとか、行政無線を聞いたかとか、町、これ新しい、私、項目だと思うんですけども、LINEを見て、それが動機となって申請をしたのかという、その効果を見て、そこに今度は重点的に募集をもっと多くかけられるというものだと私は思うんです。

自分らも何かの応募とかあれをする際によく、何を見てこの物を買いますかとかっていう、そういう質問がよくあると思うんですけども、やはりそういった効果のあるところに町の宣伝をして、人を、優秀な人材を集めるというのが将来のやり方なんじゃないかなというふうに思うんですけども、ぜひ、何を見て応募したのかという項目、今ないんじゃないかなというふうに思ったんですが、あってもいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長 ただいまの議員さんからの提案につきましては、今後検討させていただきたいとは思いますが、ただ、ホームページにしる、LINEにしる、町の広報紙については町の方中心でありますけれども、ホームページとかLINEについては、もう全国的に見ることができるというふうなことになっておりますので、広く募集をかけているというようなどころでご理解いただきたいというふうに思います。

また、募集をしてくださる方が増えるように、高校であるとか、専門学校であるとか、そういうところにも直接連絡を取らせていただいて、学生課のほうで募集の掲示をしていただくとか、就職担当の先生と会って、そういった募集要項について説明などもこちらで実施して

おりまして、なるべく職員の申込みが増えるような努力はしているところでございます。

委員長 ほかに質問ありませんか。

2番 ページ54、55で、2-1-2文書広報費で、備考欄の55ページの2の(2)委託料の広報ふながたリニューアル業務委託料とありますけれども、先ほど、カラーページとレイアウト等によるものなんですけれども、例えば表紙の文字だったりとかそういうものはどこかに、業者等に委託してのものだったのか、それと例えば何候補かあってその中から選んだとか、そういう段階的なものをちょっと、どういうふうな形で広報紙が変わったのか教えてください。

まちづくり課長 広報紙、今年度からリニューアルいたしました。それに向けての、4年度でリニューアル業務委託料を予算化して取り組んできました。これは文字を含めて、全体の紙面レイアウト、それから全体のデザインを、日本広報協会、そういったところがございまして、そういった業務について受託実績のある日本広報協会に、文字のデザインを含めた紙面の全体的なレイアウトについて委託をしたものです。

すみません、こちらで選んだものではなくて、日本広報協会から何点か案をいただいて、それを何度かこちらとやり取りをして、リニューアルを図ったという経過になります。

2番 何点かの候補的なものを、執行部としての確認とかしながらやり取りをしたのか、あちらからもう一方的に「こういうものです」と言われてしたのか。例えば、表紙にしてみたら、結構、「Funagata」という文字が高齢者にとっては読みづらいという声がありますけれども、幾つか候補がある中で誰が選択して決めたのか、その辺どうでしょうか。

まちづくり課長 今、委員ご質問の中に、文字の大きさとか、そのデザインも含めた文字の大きさとかもありました。何点かあったうちに、担当のほうで協議して、それを上司にお諮りして、最終的には上司から決定していただきました。

2番 何候補かあったということで、そのデザイン、表紙でいきますけれども、表紙も何通りかあった中で、どなたが判断したのでしょうか。

町長 これは、担当課のほうと、それから三役と入りまして、これが一番いいのではないかとというふうなことで決定をさせていただいております。

委員長 ほかにございせんか。

5番 70ページ、71ページ、2款1項、子育て支援・若者定住支援交付金とありますけれども、この内容をお聞かせください。

地域整備課長 子育て支援・若者定住支援交付金につきましては、住宅を新築または中古物件を購入し定住する世帯で、中学生以下の子供がいる世帯へ子供1人当たり20万円、上限60万円を交付するもの1つと、住宅を新築または中古物件を購入し定住する世帯で、世帯主または配偶者が45歳未満の世帯へ一律50万円を交付するという2段階の制度になっております。

以上です。

5番 私が、なぜこのような質問をしたかという、今、町内を見渡したときに、売り家、建物をそっくり売るといふ看板がちょこっと見受けられます。そこには、当然、所有者が不動産業者を介してやっていることなんでしょうけれども、そこには空き家バンクとかそういうものに登録とかってなっているんでしょうか。

地域整備課長 町の空き家バンクに登録している物件というのが、現在4件、ホームページであるんですけども、ちょっとその物件がどれに該当するかまでは把握していませんので、回答としては、ホームページに掲載されている空き家、4件という形でお答えさせていただきたいと思います。

5番 大変申し訳ないね、さっぱりどこだかも言っていないのに。まあ、でも、なぜそういうことを言うかという、やっぱり若者が、前も私質問したときに、今新たに家を建てる、建てられる方はいいと思うんですけども、なかなか、物価高騰、資材高騰で結構建築単価も上昇している世の中でありますので、そういう若者にやっぱりそういう空き家物件、見るとまだまだ住めるような家がありますので、その辺にも目配せしていただいて、ぜひマッチングをしていただければありがたいなという思いで質問しました。いいよ、答弁は。

委員長 答弁はどうしますか。（「いいです、答弁はいい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、2-1-2の文書広報費の同じ項目、広報ふながたリニューアル業務委託料について、ちょっと町民からやはり言われたこともありますので、質問いたしました。

昨日、私たち、ポロシャツ議会しましたよね。それで、胸にあの何て書かれているか分からない文字、ちょっと新庄に行って友達に、何て書かれているか読めますかって、読めませんという話でした。私もちょっと読めなかったですけども、まず、町が作ったものだと思って着ています。

その流れで、舟形のこのリニューアルの町報を見た町民から、斬新さは評価するんだけど、舟形町のこの歴史というかな、重みを感じることができないと。要するに、若い人は「F u n a g a t a」ってああいう横文字は簡単に読めるだろうけれども、年配者の方がなかなか、読めるかもしれませんけれども、今までのあれが、重みというのを感じられないというふうに、私、言われました。「あなた、どう思う」って私に、また逆に聞かれたんですけども、まあ、斬新さは評価するそうです。

それで、私、この胸の話やネームの話も出しましたけれども、このデザインとか、こういう表紙とか、舟形町がちょっと、目指していっているところが見えないなというふうに感じるんです。要するに、今、高齢化社会でお年寄りの方もたくさんいると。その中で、若者向けでそういったデザインを委託しているのかもしれないけれども、ある程度、その方はこう

いうふうに言っていました、「決裁するときに、よく判こ押したものだな」って、私、言われました、決裁する方が。だから、やっぱりそこはデザイン会社任せではなくて、舟形町のやっぱり今まで続いてきた歴史のデザイン性を残すような形で、読めるような形で、やっぱりそういったデザインというのを考えて、だけれども、若者にも「ああ、これ、すごくいいデザインですね」と言われるような、少なくとも「読めません」と言われるような、そういう舟形の広報紙の今後とか、Tシャツのデザインとか、そういったものを総合的に考えていてほしいなど、こういうふうに思うんですけども、そういった声は届いておりませんでしょうか。

町長 多分、佐藤委員に言われた方が私のところまで来て、「私が言ったので質問あるかもしれませんが」という話をいただきましたが、そこはですね、やはり新しいものに取り組み、必ずそれを正とするか否とするかというふうなところで意見は分かれると思います。やはり物事のアクションを起こさなければ停滞していくというふうなことでありますので、前へ進むときにはいずれそういう話も出てくるんだろうというふうに思います。

これからいろいろと町で目指すものというふうなものについては、やはり子供たちの輝かしい未来をというふうな思いの中で、そのために今をよく生きるというふうなことだろうというふうに思います。とって、過去の人たちを無視していいのかというのではなくて、過去の人たちには、要はお年寄りの方々には敬意を払いながら、できる限り誠意を尽くしながらというふうなことをモットーにしながら、それでも前へと進まなければいけないというふうなことでありますので。

ただ、そのデザインがそれでよかったかどうかというふうなことについては、今後またいろいろな機会で判断されるんだろうというふうに思いますので、今始めたばかりでございますのでもう少し時間をいただいて、その評価と各年代ごとの評価をいただきながら判断をさせていただければというふうに思います。

9番 私、言われた方に「まだ始めたばかりだから」というふうには言いました。もしかしたら慣れるかもしれないしということ。ただ、再度言いますけれども、そのTシャツ、ポロシャツには人から読めないという文字をわざわざ使う必要はないんじゃないかなと。読める文字で、私、あれ、何て読むか分からない、「舟形って書いているんじゃないですか」と言ったら、「文字数合わないんじゃないですか」とかって言われたりして、結局、何て書いているか分からないままです。そういうことの、先進し過ぎててもやっぱりまずいんじゃないかなというふうに思います。

私がうまいなと思ったのは、トヨタがランドクルーザー、改正して、車好きなものですから、改正して、全面改良して、古い形を残しつつ斬新性を残した車、発売になりましたけれども、やっぱり古いものをね、原点回帰ということで、結局、新しいものをやったとしても、最後

はそういうふうな形で戻ってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そういったことで、古いよいところは残しつつ、そういう新しいものを取り入れていくという斬新性をぜひ持った予算の使い方に、広報の使い方、発行の仕方にしてほしいなど、こういうふうに思います。以上です。

委員長 答弁要りますか。（「はい、してください」の声あり）

まちづくり課長 町長の答弁にもありましたように、今後、機会もありますので、まずは始まったばかりということで、できるだけお伝えしやすい内容を目指して、今後もちよっと取り組んでいきたいというふうには考えております。

委員長 ほかにありませんか。

2番 ページ、58ページ、2-1-6まちづくり推進費ですけれども、ページ数またぐんですけれども、59ページの一番下の3、地域おこし協力隊事業でありますけれども、次のページの61ページの（6）住宅借上料とありますけれども、これは富田のほうの借上料でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 はい、こちら、富田のほうの借上料になります。

2番 前回、この件に関してちょっと質問したときに、ラ・テールさんが新庄のほうに移っているということありますけれども、これ、年間を通したやつなのか、それとも新庄に移り住んで、そこから行っている間も借りている時点での計算なのか。

というのは、やっぱり新庄にいながら、借りているところに住んでいないという形で、こういう決算が出るというのはどうなのかなと思いますけれども、部分的なものなのか、それとも年間通した計算なのか、その点どうでしょうか。

まちづくり課長 まず、この住宅の契約は、年間の契約になっております。なので、年間を通した支払いの実績になっております。

あと、協力隊につきましては、新庄に移り住んだということではなくて、あくまでもその借りているおうちで住むということを前提としておりました。しかしながら、何かの機会にちょっとお話したと思うんですが、仕込みが9時過ぎが連日続いているような状況の中で、自宅、出身地の新庄市の自宅、そちらのほうの除雪も自分がしなきゃいけない状況にあたりと、そういったことでなかなか、年間を通じてその住宅に戻るという状況がなかなか難しかったといった状況もありました。以上です。

2番 今回は新庄からということで、兼任ということでこういう形になったと思うんですけれども、地域協力隊自体は、まず町内に住まなきゃいけないという形でありますので、そういう経過は分かりますけれども、やはり実際、例えばこれがどこか遠いところの人だったらこういうことはできないわけです。こういう地域協力隊が、そういう方向性で町の活性化につながっていますけれども、こういう中身的なものもしっかり対応しながら協力隊のほうも活用

していただきたいと思ったのですけれども、今後、そういうふうなことがないようにしていただきたいと思います。答弁あればよろしくをお願いします。

まちづくり課長 委員のお話のように、住宅、町に、町内に住んでいくというのが地域おこし協力隊でありますので、今後、また1人、2人、また来るようにこちらでは募集かけておりますので、来た場合にはそういったところでもできるだけ話をして、できるだけ住んで活動できるように取り組んでいきたいと思っています。

委員長 ほかにありませんか。

1番 54ページ、55ページになりますけれども、先ほども質問あったんですが、2款1項1目一般管理費の職員採用試験の事業ですけれども、成果報告書の4ページにもありますけれども、申込者が13名というようなことで、面接試験受験者7名、採用者が5名というようなことになっておりますけれども、この内訳として、町外出身者の応募というのは何名おったのかということをお聞きしたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

委員長 再開いたします。

総務課長 申込者13名中、町内の申込者が3名、あと10名が町外となっております。

1番 採用は。面接試験と採用。

総務課長 面接者のうち、町内の方が2名となっております。採用も、5名のうち2名が町内です。

1番 優秀な人材なり、多様な人材の確保という面ではいいと思うんですけれども、応募要件の中に、採用後は町内に居住するというような一つのあれがなっているんですけれども、その辺は実際、町外出身者の方で採用になった方は、現在、舟形に住んでいるのか、その辺はどうでしょうか。

総務課長 新規採用になったうち、3名が、5名のうち3名が町内に居住しております。以上です。（「5人のうちの」の声あり）3名。（「町外の方が3名なの、町外出身者が3名」の声あり）町外出身3名。

委員長 暫時休憩します。

質問ある場合は、挙手の上、質問してください。

午前11時04分 休憩

午前11時06分 再開

委員長 会議を再開します。

総務課長 町外者は、3名のうち1名が居住をしております。

委員長 伊藤委員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたけれども、標準会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許可します。

1番 ありがとうございます。

その、じゃあ2名の方については、町には住む場所がないというか、そういうことなんですか。町に住むようにお願いしているというような状況なんですか。今の現状。

町長 はい、委員おっしゃられるとおりでございまして、町としましては、民間の工務店さん、建設会社さんのほうに職員用のアパートを建てていただきたいというふうなことでお願いをしております。しかしながら、その会社さんも建てようとしたんですが、用地の問題等があって残念ながらできないというふうなところもございまして、町としましては、災害時等の緊急時にすぐに来られる状態にしておきたいというふうなことで、最上管内の中では唯一、居住要件をつけております。

今後もその方針には変わりはありませんが、残念ながら住むアパートがないというのが現状でもありますので、できる限り民間会社さんのほうにお願いをしながら、職員のほうが舟形町に住んで、非常時の対応もできるように、今後も努めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ページが58、59、さっきの2-1-6でありますけれども、ページまたぎまして61ページの備考欄の6、地域づくり支援事業の(3)の除雪機購入補助金でありますけれども、今回は実績として32件と、うち5件が舟形町高齢者世帯除雪サービスということで、大変多くの方が購入しているのかなと思いました。

それで、歳出のあれですけれども、前回も言いましたけれども、機械の高騰、燃料費の高騰も踏まえて、これぐらいすごい件数が購入しているわけですので、次年度はもうちょっと値上げするとか、そういうのは検討しているのか、どうでしょうか。

まちづくり課長 こちらの除雪機購入費補助金につきましては、今年度、R5年度も同額の補助ということで予算を計上しております。

2番 今年度も同額なのは分かりますけれども、今後の、今後そういうふうな検討的なものを、考えをお持ちなのか、お聞かせください。

まちづくり課長 機械とか部材の高騰という状況もあるんですが、現時点においては、補助金の増額というところは、ちょっと検討をする予定はない状況であります。

委員長 よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかにありませんか。

3番 68、69ページ、2-1-14職員研修費です。この中に、成果表の中ですけれども、17ペー

ジの町独自研修というところで、令和4年度はメンタルヘルスということで49名の職員の方が受講されているようです。これに関しましては、外部から講師に来ていただいて49名の方が受講されているようですけれども、この受講された49名の内訳ですけれども、若手職員、あるいは管理職の方、その辺の内訳はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

総務課長 令和4年度には、メンタルヘルス研修ということで、こちらは全職員を対象に2回研修を行っております。管理職も含め全職員というふうなことで、ちょっと内訳までは集計ないんですけれども、全職員を対象にして研修を行っているところでございます。

3番 やはりメンタルヘルスに関しましては、一部の職員だけに研修しても効果は出てこないとも思っていますので、全職員対象というのも、私は同じような気持ちでいます。

これに関しましては、令和4年度、初めて行った講習だと思うんですけれども、令和5年度も計画はされているのか、もう既にしたのかですけれども、お聞きしたいと思います。

総務課長 今年度も計画をしております、今年度も外部から、大学の先生ですけれども、講師を招聘して、昨年と同じ形で、全職員を対象にした形で研修を行うことにしております。

3番 やはりメンタルヘルスに関しましては、独りで悩むというふうなもとの性格の方もいるかと思うんですけれども、お互いに声かけ合って講習をしたりして、「こういうふうなことをしなければならぬんだよな」というようなところでお互い理解し合って、研修の効果があればなとも思っていますので、ぜひ継続してお願いしたいと思います。答弁は必要ありません。

委員長 ほかにありませんか。

5番 70ページ、71ページ、2款1項15目なのかな、右側のあれに危険ブロック等撤去費用補助金26万6,000円とありますけれども、これ4件、成果表の中で書かれているのは4件のブロック塀を撤去したということですが、あと何件残っているのか、分かればお聞かせください。

地域整備課長 危険ブロック塀につきましては、レベル3、ひび割れとか傾き、破損があるブロック塀になるんですけれども、残り41か所になっております。以上です。

5番 残り41か所。残っているということですか。前、私らが調べたときはそんなになかったような気したんですけれども、増えてきているんですか。

地域整備課長 最新、41か所につきましては、過去、平成30年度に調べた結果に基づきまして、見直しを加えた結果であるというふうに認識しております。

5番 41か所もあるということですので、まあ、そう簡単なことではないと思いますけれども、なるべく頑張って撤去のほうに進めていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

1番 それでは、58ページから59ページの2款1項5目の自動車購入費120万8,000円であります

けれども、この車の車種、それから町には公用車としてハイブリッド車は何台あるのか。

(「一問一答」の声あり) ああ、すみません。じゃあ最初、車種をお願いします。

総務課長 公車購入事業におきましては、昨年度、軽トラック1台を購入しております。車種は日産の軽トラックになります。

1番 それでは、公用車としてハイブリッド車はありますか。

総務課長 危機管理室のほうで管理しています、消防車両のものが1台、電気自動車、PHEV、プラグインハイブリッドというものが1台ございます。

1番 消防車はあるということなんですけれども、町ではゼロカーボンシティの宣言もやってくるわけですし、電気自動車とかそういうあれの、今後のあれとして購入計画もあるようなんですけれども、やっぱり環境に優しい仕様というのを、排出の少ない公用車を今後やっぱり購入していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長 令和5年度について、本当は、ゼロカーボンシティ宣言をしたので、当初予算で見ようかというふうに思ったんですが、電気自動車はかなり高額でございまして、見送った経緯がございます。

ただ、先日、総務事務次官と講習会とか講演会した際に、ぜひ、電気自動車等の購入する起債も、3割だけなんですけど交付税として戻るので、ぜひ活用していただきたいというようなこととお話がありましたので、令和6年度に向けて予算、財政の許す限りということで、1台か2台ぐらいは購入する方向で検討をさせていただきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

2番 ページが64、65、2-1-9生涯学習センター費事業であります。65ページの備考欄の8の工事請負費でありますけれども、成果報告書の12ページにありますけれども、空調設備更新についてちょっとお話ししたいんですけれども、今回、壮大な事業費で学習センターを改修したわけなんですけれども、前回の議会のとときに、すごい、体育館のほうで温かくて快適だというようなお答えしていましたが、今回、夏の事業等で使用した際に、今度は冷房の形で体育館と厨房にエアコン的なものがなくて、この間、子供の体験とか通学合宿行った際の調理場がすごい暑くて、座敷のほうから扇風機で送りながらした経緯があります。あと、体育館におかれても、日中、卓球とか、そういう高齢者が使うような形で使っております。もう汗だくで体育館から出てくるような形あります。

今朝の新聞で、小中学校全ての体育館に県のほうで冷風機を設置するということになっていましたけれども、今年の暑い夏を感ぜますと、やはりそこでこう、体育館の中で、冷房器具のないような状況の中で高齢者が運動しているというふうなことを目にしましたので、なかなか、この改修工事終えた後の意見ですけれども、何かそういうことも考えていただきたいなと思うんですけれども、その点どうでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

委員長 会議を再開いたします。

住民税務課長 今回の工事で冷房等は設置していませんが、避難所用スポットクーラー等を備えていますので、扇風機と一緒にそういうのでは冷やすことは可能な状況となっております。

2番 じゃあ、その冷風機があった場合、この間の通学合宿のときも使えたんでしょうか。避難的なものときしか使えないものなのか、利用するときには使えるものなのか、どうなんでしょうか。

住民税務課長 大変困難な状況である場合には、使っていただくことも危機管理上必要なのかなと思いますので、使っていただければと思います。

2番 だとすると、使えるような状況があるというようなことを示していないと、もう暑い中、大変かなと思いますので、その点の周知等もご検討いただきたいと思います。

まちづくり課長 こちらの生涯学習センターの職員のほうで、利用者には、そういったものを使ってよろしいということを知っていきたくて思っています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 58ページから59ページ、2款1項5目まちづくり推進費の一番下にあります地域おこし協力隊事業ですけれども、現在、町には1名の在職だと思えますが、今後、増員の計画はあるのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 先日の一般質問のほうでも町長答弁の中にもありますように、地域おこし協力隊は移住・定住には欠かせない部分だと考えておりますので、今後とも増員の方向でPRをしております。以上です。

1番 いろいろな町の課題もあると思えますので、その辺のジャンルの方をぜひ募集して、まちづくりに生かしていただければなというふうに思います。

まちづくり課長 いろいろなジャンルがあると考えております。ただ、地域おこし協力隊につきましては、3年の任期を終えた後に舟形町にぜひ定住していただきたいといった思いもあるものですから、募集については、舟形町にその3年を経過した後に収入を得て生活していけるような募集項目に設定して募集をPRしておりますので、それに基づいて今後も募集をかけていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 70、71ページ、2-1-15になります。右側の備考欄ですけれども、先ほど歳入の中でも

一部質問あったかと思うんですけども、暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金というようなところで、324万5,000円、令和4年度なっています。それについては、令和4年度では12件ですね、該当されているようです。

遡って見てみますと、令和3年度が13件で382万5,000円使われていまして、累計で25件の方がこの補助を使っているようでありまして、この25件の方は今現在、舟形に定住されているのかどうか、分かれば教えていただきたいと思います。

地域整備課長 暮らそう山形！移住・定住促進事業費補助金を使った方につきましては、知る限りではよそに出ていったということは聞いておりませんので、皆さん住まれているのかなというふうに認識しております。以上です。

3番 すみません、じゃあ併せて、同じページの同じすぐ下ですけども、婚活推進事業の中に結婚祝金交付金というふうなところもありまして、これも成果表の中には、令和4年度では祝い金が3組、祝い品が6組というふうな実績のようですけれども、この方々も今現在も町内で暮らしてもらっているのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今現在、暮らしております。この内容といたしましては、結婚されて1年目が祝い金、その後、また1年目、住んでいるということが条件になっておりますので、住んでいるというふうになっております。

3番 答弁は必要ありませんけれども、ぜひ、こういうふうな実績が残っていますので、今議会終わってからの議会だよりですか、その辺にもぜひ載せて、町民の方にアピールできればなと思っています。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 それでは、60ページから61ページになりますけれども、2款1項5目のまちづくり推進費の中の空き家対策審議会委員報償費ありますけれども、このメンバーはどのような方が主にメンバーとなって、対策計画というようなことも成果表にありますけれども、どういう計画を立てられたのか、主な内容をお願いします。

地域整備課長 まず最初に、空き家対策審議会のメンバーにつきましては、町長、長沢連合町内会長、舟形連合町内会長、富長連合町内会長、堀内連合町内会長、司法書士会、土地家屋調査士協会、民生児童委員協議会長、宅地建物取引協会、新庄警察署、消防署南支所長になっております。以上、11名で構成されております。

その中で、審議会、10月21日に開かれまして、空き家に対する総合的な計画、さらに空き家の状況について審議されまして、3月に、書面議決ではありますけれども、計画内容について認められたという形で作成しております。

報償費の対象者につきましては、町長、あと警察署長、南支所長と、欠席された長沢の連合町内会長を除いた人数での金額になっております。7名の金額で4万2,000円という形になっ

ております。以上です。

1番 はい、分かりました。

山辺町では、空き家の利活用や移住・定住の促進に向けまして、不動産・建築業の山形市のクリエイト礼文さんという、舟形のあのアパートですか、建築の方だと思んですが、その方と7月に地方創生の推進に関する包括協定の締結ということで新聞報道ありましたけれども、所有者に町のバンクへの登録を働きかけて、管理に関する相談、空き家の利活用、移住・定住の促進を図ろうとしているというようなことで、町でも関係がありますので、そういう不動産業者との、今お願いしているというか、相談している面はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 空き家対策につきましては、民間業者さんと密に連絡したり、話し合いを進めているという状況は今のところないです。将来的にはやはり空き家を有効活用するというの是一个非常大切なことになってきますので、その部分についても上司と相談しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

1番 ぜひ、これから検討して、進めてほしいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

8番 ページが54、55です。一般管理費ですけれども、ふるさと応援団支援事業というふうにありますけれども、これについて説明をお願いします。

まちづくり課長 この事業につきましては、一つがふるさとサポーターに関するもの、あともう一つは舟形町東京友の会に関する内容になっております。以上です。

8番 今、ふるさとサポーターというふうな話がありましたけれども、先ほどから移住・定住の話が出ております。一般質問でもちょっと関係人口という話をしましたけれども、やっぱり全然舟形に縁もゆかりもない方が移住・定住ということはなかなか難しいというふうに思うんです。そういう意味で、やっぱりこのふるさとサポーターの皆さんに、町のアンテナといえますか、窓口でぜひなってもらいたいというふうに思うわけですが、その辺のこの活動の実績といえますか、そういうものはあるんでしょうか。

まちづくり課長 ふるさとサポーターの活動の実績についてなんですが、令和2年からコロナの影響で、実はちょっと活動できていない状況にあります。それまでは、年に1回、意見交換会を開催しまして、そこで町からのPRしていただきたい、ご協力していただきたい項目、例えばふるさと納税の周知だったり、あとは企業誘致の周知だったり、そういったところをご協力をお願いしたい旨の依頼であったり、あちらからの、ふるさとサポーターからのご意見を、町のほうに対するご意見を頂戴したりといった意見交換会を開催しておりました。以上です。

8番 まず、今、ふるさとサポーターという人数、何人いるんでしょうかも含めて、やっぱりあ

る程度補助金として出しているわけですから、実績報告ぐらいはもらう必要があるというふうに思うんです。そういった意味で、やっぱり1年のそういう活動計画なりで町が求める目標的なものをぜひ周知をしていただいて、先ほど言ったように町の窓口として活動してもらう必要があるのではないかとこのように思います。そういう意味で、ぜひこの活動の内容を、まず見直していただきたいというふうに思います。

町長 奥山前町長のときにつくられたふるさとサポーターの関係なんですが、主に世田谷区との関係性の中で、現在9名いらっしゃいます。1名の方が、白木さんという方が辞められまして9名なんですが、さらにそのメンバーの中からも、ふるさとサポーターを委嘱して毎年いろいろな特産品を送られてくるんですが、もらうとかなり気の毒だというようなお答えをして、その方も辞めたいというふうなことで言われているんですが、先日、世田谷区民まつりに行きましたら、辞めたいと言った人が手伝いに来ておまして、辞めたいという人が一番一生懸命動いていただいているというふうなことで、ほかのメンバーでいますと前の大場区長さんの秘書室長だったか秘書課長だった永井さんとかも入っているというふうなことで、現実的には、昨年、ちょっと私のほうで投げかけまして、ふるさとサポーターの在り方をどうすればいいのかと、サポーターになられている方も非常に困っているというふうなこともありましたので、そういったことを昨年ちょっと、事務局をしている野村さんのほうにもお話をさせていただいたところです。

今後、かなり高齢の方もいらっしゃいます、先ほど申し上げましたとおり、港区とか世田谷区でいろいろな行事があったときに、そのふるさとサポーターの方々がお手伝いに来ていただいたりとか、いろいろなPR活動をしていただいていたようですが、コロナの関係でそういったこともできなくなっている、さらには高齢化というのが進んでいるというふうなことでかなり難しい状況ですので、もう一度、ちょっとその成果というものと在り方というものも見直さざるを得ないだろうというふうに思っています。

ただ、これまでいろいろと活動していただき、舟形にかなりのご支援をいただいてきておりますので、まずはしっかりその部分に感謝するとともに、そのサポーターの在り方というふうなものを皆さんでちょっと協議させていただいて、どういう取組になるかは今後検討させていただきたいというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 66ページ、67ページの2款1項12目の交通安全対策費でありますけれども、横断歩道などの白線といいますか、ラインですね、ライン引きというのは、町道では行っているんでしょうか。

住民税務課長 横断歩道のライン引きにつきましては、警察でしか引けないということがありますので、今年度も継続して要望して、今新しく引いている部分もあるかと思えます。新しく

というか、塗り直ししているところも現在あります。

1番 実はちょっと、特に県道なんかは、横断歩道なんかの白線の引く時期がちょっと遅いんじゃないかというふうに思っています。早いところだと7月頃あれなんですけど、あとセンターラインとかは予算の関係もあってか秋とかそういうときにする場合もありますし、やっぱり町でも機会を捉えて県道等について、国道なんかは割と早くしているようですけども、その辺、特に横断歩道の見えにくくなっているというような、そういうようなことも多々ありますので、その辺、機会を捉えてひとつ要望してほしいというふうに思います。できるだけ早く引けるように。

住民税務課長 横断歩道については、薄くなったところについて、毎年、春の段階で駐在所を通じて、新庄警察署、県警というふうになっていっているところですので、引き続き毎年見回りもしながら要望していきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 62、63ページの2-1-7企画開発費の備考のところですけども、4番、再生可能エネルギー設備導入推進というふうなところの事業があります。(3)のところ委託料、太陽光発電設備保守点検委託料というところの項目ありますけれども、これは金額についての質問ではありませんけれども、町の施設の、例えば農村環境改善センターですか、ああいうふうな建物に建っている発電設備なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 この太陽光発電設備につきましては、農村環境改善センター、舟形小学校、長沢にある生涯学習センター、この3か所に設置してある太陽光発電設備となっております。

3番 これは、夏場に関しましてはほとんど毎日、日中発電されていると思うんですけども、それはあの建物の中のどの部分に使われている電力なのか、全て込み込みの電力なのか、東北電力さんとこの太陽光でつくった電気なのか、分かるのか分からないのか、ちょっと教えていただければと思います。

まちづくり課長 各施設に太陽光の発電のパネルが設置してあります。それで、太陽光で発電しているものが常時使われているものじゃなくて、これは基本的には災害時停電になった場合に発動する蓄電というような内容になっておりますので、そういったものが分かるパネルが設置してあるといった内容になっております。

3番 じゃあ、ふだんは、まあ必要ないと思うんですけども、使わないで、災害時停電、あるいはなつたときに、ためておいたその電気を使うというふうな設備というふうな理解でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 基本的には、蓄電池を満タンにふだんしておかなければいけないといった内容になっております。蓄電池からあふれた部分については、施設のほうで使っていると思うんですけども、それが幾ら使われているかというのはちょっと分かってはおりません。

停電のときには、テレビとか、あとはスマホの充電するコンセントとか、そういった部分に赤い色で、この部分は停電のときに使えますよといったふうに赤く印をつけておりますので、そういったところで停電時に蓄電池から電気が使えるといったふうな仕組みになっております。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 74ページの2-1-22でありますけれども、成果報告書は30ページになりますけれども、備考欄のページが79ページの6番、公共施設移動型Wi-Fi環境整備事業委託料と移動型Wi-Fi環境整備委託料とありますけれども、これは若鮎まつり等のWi-Fiが通じないところで使用したようですけれども、この契約というか整備なのか、それとも契約でこれ置くのか、これ、どういうふうな形で、このWi-Fi機器2台となっていますけれども、それは常時置いてあるのか、このときだけのものなのか、それはどちらなのでしょう。

デジタルファースト推進室長 こちらのWi-Fi設備については、成果報告書に記載のとおり、移動型のWi-Fi設備でございます。どこにでも持っていけるものですので、若鮎まつり際には飲食スペースでWi-Fi環境を提供したり、あとは今、町のほうで週1回、スマホ講座を行っておりますけれども、そうした講座の中でWi-Fiの環境を提供しているものになっております。以上です。

2番 これに関する通信費的なものはどのくらいかかるのか、これは機械の導入のあれですけれども、年間的な、そのWi-Fi環境を整備する上でのこの2台にかかる年間の通信料的なものはどのくらいなのでしょう。

デジタルファースト推進室長 こちらの通信費でございますけれども、1台当たり、1か月約6,577円ほど平均してかかっております。以上です。

2番 Wi-Fiの通じないところで使うものですけれども、頻度的に利用しているということでもありますけれども、やはりこの2台にかかる通信費、これは6,577円掛ける2という、2台なので2ということでしょうけれども、これは実質、Wi-Fi環境を町全体に整備すると、この移動的なもので利用していくのと、やっぱりこう、何ていうかな、どっちのほうがいいのかなということなんですけれども、実際、このWi-Fi自体が使えない場所というのはもう全くない、全域で使えるものなのでしょう、舟形全部で。

デジタルファースト推進室長 まずは、町全体にWi-Fiを整備するのとどちらがいいのかというところにつきましては、町全体といいますとかなりのイニシャルだったりランニングコストがかかることが想定されますので、やはり経費の面からいって、まずは移動式のWi-Fiのほうが、イニシャル、ランニングともに安いというふうに考えております。

こちらの活用方法につきましては、今、若鮎まつりやスマホの出前教室などで使っているというふうなこともあります、まずは災害等の有事の際にもそちらのほうを活用していく予

定でございます。（「了解」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、ちょっと今の項目で、2-1-22の公共施設Wi-Fi、ちょっと数字が合わないんじゃないかなと思って、再度質問させていただきます。

月1台6,000円前後の金額言いましたけれども、掛ける2台を12か月掛けても十四、五万円ぐらいにしかならないんじゃないかなというふうに思うんですけども、91万9,000円、この内容をもう少し詳しくお願いします。

デジタルファースト推進室長 まずは、成果報告書30ページにありますWi-Fi環境整備事業については、こちらは整備ということで、そのハード部分、導入に係る費用でございます。先ほど、6,577円かかると言ったものは、通信料が月、それほどかかるというようなもので、整備と保守という違いがございます。以上です。

9番 私も好きなものですから、ソフトバンクとドコモとauと、こういう移動式のものはずっと見比べたりしているんですけども、機器を2台整備するのに、例えば通信料で十四、五万円ぐらいというふうに、私、言いましたよね、12か月使ったとしても2台で。そのマイナスでいうと、75万円ぐらいの2台の機器の整備代金ということになるんですけども、そんなに高い移動式のハードを出しているメーカーさんってないなというふうに私は思うんですけども、これ、言い値で契約されているのか、保証料が高いのか、ちょっと分かんないですけども、どういう会社のどういうものを使用しているのか、質問いたします。

委員長 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時56分 再開

委員長 会議を再開します。

9番 それでは、ちょっと今、家庭用とは全然違いますよということで、その物も見ましたので、もともとどういう会社がそういったものの導入になっているのかという資料とか、資料請求します。委員長、資料請求します。

ということで、その機器に何台つなげるのかという上限があると思うんです。そういったところの詳しいところを、ちょっと資料を出していただきたいなというふうに思います。委員長、よろしくお願いします。

委員長 ただいま佐藤委員から申出のあった資料請求について、お諮りします。

資料請求を町執行部に請求することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認め、よって、佐藤委員から請求がありました資料請求をすることに決定い

たしました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 休憩前に服し、会議を再開します。

これより、第3款民生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 101ページの3-1-5ですね、福祉のまち推進費のところですけども、101ページの備考のところですか。町灯油購入助成費用扶助費ですけども、これ、当初予算が145万円というふうなところでスタートしたと思うんですけども、成果報告書の中にもいろいろ書いてもらっています。燃料の価格高騰というふうなところで書いています。その辺の内容をもう少し説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 灯油購入助成事業につきましては、当初予算においては対象世帯数のほうを290世帯と想定して計上しております。当初予算においては、1世帯当たり5,000円の灯油券の補助ということを想定した予算の計上となっておりますが、燃料の価格高騰等によりまして、県のほうで年度途中において2,500円分のかさ上げをするということが決まりまして、その分を年度途中で補正しております。それで、1世帯当たりの配布枚数が5,000円から7,500円のほうに増えたという経過がございます。

なお、実際の利用枚数ですけども、主要な施策の成果報告に書いてあるとおり、59ページにありますとおり、利用枚数が3,877枚、利用世帯が259世帯ということで利用していただいております。

対象者につきましては、町民税非課税である世帯ということで、かつ、高齢者世帯、それに加えて独り親世帯、あと障害者の世帯、あと社協のほうで補助しております歳末助け合い募金で支給を受けている世帯ということも、少数ではありますが、支給世帯となっている事業でございます。以上です。

3番 今の説明は、燃料のこのところの高騰を受けてですけども、1世帯当たり1枚500円の助成券を10枚から5枚増やして15枚配布したというふうな説明だったと思います。

この中でですけども、成果表の中でちょっと一部、令和5年となっておりますけれども、こ

れ多分、4年の誤りだと思いますが、これ、私、昨年あたりかその前の一般質問でちょっと質問した経緯あったんですけれども、今回、3,877枚利用したというふうな実績です。それで、配布されたのは本当は3,885枚だったと思うんですけれども、今回は8枚ほど、まあ数は少ないんですけれども使われていないというふうな助成券だと思いますけれども、この辺は、例えば認知でもらったかもらわないか分からない方もいるかもしれないのでというふうなところでちょっと一般質問したところあったと思うんですけれども、民生委員の方、あるいは燃料の配達業者さんとの連携してはどうですかというふうな質問もしたことあったと思うんですけれども、その辺のその後の動き、あれば教えていただければなと思います。

健康福祉課長 ただいま議員からご指摘ありましたとおり、高齢世帯によっては、もらったかもらわないかとか、使ったか使い忘れがないかとかというふうなご質問も過去にございましたので、令和4年度、民生児童委員のほうで高齢者世帯に回っていただきまして、一応、こういったクーポンについて、使い忘れのないように活用してくださいというふうな周知を行わせていただきました。

実際の配布枚数よりも利用枚数のほうが少ないという部分がございますけれども、やはり家庭によっては灯油を使っていない家庭もあるようで、オール電化で灯油等の使用がないというケースもあるようでございます。全部使い切れなかったという世帯もあるということ把握しております。以上です。

3番 ぜひ、こういうふうなしっかりした助成制度がありますので、有効に使っていただければなと思います。

フォローのほうですけれども、大変ありがとうございましたというふうなところの私の感想です。

あと、さらにですけれども、この燃料高騰というふうなところは今現在も続いているわけですが、この令和4年度は助成券5枚を上乗せというふうな事業をやったわけですが、令和5年度はこういうふうな上乗せというかそういうのはあるのか、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 令和4年度につきましては、12月の補正で追加分の計上をさせていただきましたけれども、やはり冬季間使用するに当たっては、なるべく早く支給したほうが使い勝手がいいということもありまして、今年度につきましては、今回の9月補正で追加分を、上乗せ分について補正させていただいておりますので、11月ぐらいになりましたらまた準備のほうをしまして、早く使えるように配布のほうを心がけたいと思います。以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

5番 98ページ、99ページ、3款1項3目老人憩いの家管理事業の中に修繕料11万円とあります

けれども、どういうところを修繕したのか、お聞かせください。

健康福祉課長 修繕料11万円の内訳ですけれども、トイレの換気扇の不具合による交換に5万円、それから清流荘の玄関前のタイル破損がございましたので、そちらの改修に6万円という内訳になってございます。以上です。（「分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午後1時14分 休憩

午後1時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

3款の説明にて、鍛冶健康福祉課長より追加答弁がございますので、答弁をお願いいたします。

健康福祉課長 先ほど、答弁の中で、昨年度の灯油券の補正時期、12月と申し上げましたが、10月の臨時議会での補正でございましたので、訂正させていただきます。

委員長 第4款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

委員長 これより、第4款衛生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 それでは、108ページから109ページ、4款1項1目予防費でありますけれども、高齢者の肺炎球菌予防接種委託料、下のほうにありますけれども、この関係ですけれども、高齢者が肺炎で亡くなる方が多いというふうに言われておりますけれども、予防接種については医師の方も大変その効果が高いというふうなことを言われております。舟形町でも65歳以上の方を対象にして接種の助成ということで、1回4,000円の助成をしているわけですが、それらの接種状況は今どのようになっているのか、お願いしたいと思います。

健康福祉課長 高齢者の肺炎球菌の予防接種につきましては、65歳以上の方、5歳刻みが対象ということになっておりますけれども、令和4年度につきましては、成果報告書にございまして、対象者286人に対して接種者83人ということでございます。

この割合につきましては、例年3割ぐらいの方が接種していただいているということで、3割ぐらいの割合で推移しているという状況でございます。

1番 それは、1回目の接種だと思うんですが、節目の次の5年後の接種とか、その10年後、そういう節目での接種はどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長 町のほうでの助成につきましては、あくまでも一度限りと、1回限りということ
でさせていただいております。1回接種をされて、また5年後に自費で打ったというような
方については、こちらのほうでは数は把握できておりません。以上です。

1番 実は私、2回目打っているんですけれども、それは病院からは連絡ないんですか。それと
同時に、1回だけの今あれですけれども、やっぱり節目ごとに助成というようなことをして
もらえば接種する人が多くなるのではないかというふうに思いますので、その辺も今後検討
していただきたいなというふうに思います。

健康福祉課長 任意で個人的に打たれた方についての情報は、医療機関から特に町のほうに情報
提供があるということはありませんで、その人数等についてはちょっと把握できていない
のが状況です。

なお、町のほうのこの事業につきましても、国の助成事業の位置づけに従いまして行ってお
りますので、1回限りということにさせていただいております。町のほうの肺炎で亡くなる
という方も毎年数名いらっしゃるという状況がございますので、町としては、この接種の助
成を使って接種を受けていただくということの周知にまずは力を入れていきたいというふう
に考えております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、108、109ページの4-1-1保健衛生総務費の中の飼養犬登録事業について質
問いたします。67ページの成果報告表を見ますと、舟形町は狂犬病予防注射接種率96.9%と
いうことで高い比率になっておりますけれども、一応、狂犬病予防法という法律があるそう
ですけれども、その中では犬の、まず90日でしたっけか、生後90日過ぎた犬は登録しなくち
ゃならない、それに反すると、予防接種を受けない場合でしたっけか、20万円以下の罰金と
かっていうふうな罰則規定があるかと思えます。

それで、96.9%の犬は受けていると解しますが、逆に言うと3.1%の犬はそれを受けていな
い、言うなれば罰則規定に当てはまる犬がいるのかなというふうに私は見るんですけれども、
そういったこの3.1%の登録されていない犬について把握されているのかどうか、質問いたし
ます。

健康福祉課長 登録されている犬につきましては、把握しております。接種を受けていない、接
種を受けなかった理由としましては、犬が高齢であるためにちょっと接種を控えたほうがい
いという獣医師の指導があつて受けなかったという例もあるようですので、そういった犬に
ついて、ちょっと未接種というようなくくりの中に入っているかと考えております。以上で
す。

9番 ある程度の犬は、そういうこともあろうかなということは予想はできます。3.1%のこの
予防接種を受けられない犬の頭数というのは把握されていますか。その頭数全てがそういっ

た犬だというふうにはちょっと考えにくいんですけども、そこら辺のところ、正確に把握しているかどうか質問いたします。

健康福祉課長 ちょっと今、手元に資料がなくて、登録犬の数についてはちょっとお答えできませんけれども、未接種の犬につきましては、こちらのほうからも接種を受けるようにという連絡を試みておりますが、飼い主の所在が分からなかったり、登録はそのまま残っていて所在が分からないと、連絡がつかないという方もいらっしゃるようですので、そういったことも含まれるようです。以上です。

9番 非常に近年、ペットブームということで、家族の一員と捉える犬や猫が多くなっていると思います。高い接種率だというふうに思いますけれども、やはりその少数の犬の未管理によってかみつかれたとかそういったことのないように、やはりそこら辺のところは、罰則規定もある法律なようですので、しっかりとそこに対してのアプローチをしっかりと行ってもらいたいと、こういうふうに思います。答弁もお願いします。

健康福祉課長 今、議員のおっしゃられたような、社会情勢的にもそういった傾向はございますので、町のほうでできる対策を取りながら事業を進めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 114ページから115ページ、4款2項1目の清掃総務費の最上広域の分担金関係でありますけれども、成果報告書73ページによりますと、ごみ処理の実績としまして、事業系の可燃物は増えておりますけれども、生活系、それ以外の事業系の可燃物は増えていますが不燃物は減少しておりますし、生活系は可燃、不燃ともに減少しているようでありますけれども、ただ、令和5年度の分担金を見ますと、燃えるごみのエコプラザの分担金が1,216万9,000円、それから太折のリサイクルプラザもがみのほうも304万1,000円と、それぞれ分担金が上がっております。増額になっておりますので、その要因は何かをお願いしたいと思います。

住民税務課長 増額の要因ですけれども、施設を稼働する光熱水費についての増が各施設であるようです。また、エコプラザでいえば、クレーンの修繕に1,000万円、リサイクルプラザで申しますと、ろ過装置等に1,540万円の修繕なんかがかかりまして、増加になったという要因でございます。

1番 はい、分かりました。

現在の太折地内のリサイクルプラザの処理場、大事に使っていると思うんですが、これからまずあと何年ぐらい使えるような見込みなのか、分かればひとつお願いしたいと思います。

住民税務課長 最上広域の説明によりますと、令和元年度現在の予定では、令和14年3月ぐらいまでは大丈夫という見込みでございました。

この間、先月、太折地区の会議に出た際に説明あったものについては、その後、重機による転圧をしながら入れているということと、畳や布団等の大型のごみについては粉碎機を使っ

て燃えるごみとして処理しているというやり方を取っているようで、当初の予定よりは3年程度延びているという状況です。具体的には、令和16年、17年ぐらいまでは延びているということで、今後もそういう効率化、資源化等を進めていって、さらに二、三年ぐらいは延びるであろうという説明がございました。

1番 まず、大事に使っていただきたいというふうに思います。

次に、ペットボトルの関係ですけれども、大石田、尾花沢の環境衛生組合によりますと、サントリーさんとペットボトルのリサイクル協定締結をしたということで、使用済みをもとに同じ製品に戻す水平リサイクル、これが県内の初の試みということで、年間40トンぐらいを見込んでいるということで、最上広域の場合は、ペットボトルをリサイクルとして出しても、それを粉砕というか細かくしていろいろな利用になっていると思うんですが、この場合はそのままするというので、それによって新たなペットボトルを製造するに比べて6割程度のCO₂削減になるというようなことで期待がかかっているような状況でありますけれども、こういう水平リサイクルというかそういうものについては、最上広域のほうでは考えていないでしょうか。

住民税務課長 町でどうするという問題ではなくて、最上広域でのやり方ということになります。今現在についてはペットボトルを粉砕してまではしていないようです。立方体にぎゅっと圧縮して運びやすい形で運んでいるという状況でして、民間の会社、サントリーとかには出していないですけれども、公益法人の日本容器リサイクル協会という準公的機関に出しているということで、価格については安定しているというように聞いていますので、今後、最上広域としての考え方の中で、サントリーさんとかキリンさんとか、そういうところに出すかもしれませんけれども、今のところはそういうふうなやり方をしているようです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

8番 ページが108、109ページの保健衛生総務費で、先ほど飼養犬の登録事業の質問がありましたけれども、これは内容を聞いていますと、狂犬病の予防接種に限った事業なんですか。

健康福祉課長 事業内容としては、登録事業と、あと予防接種の両方になります。以上です。

8番 といいますのは、最近、このペットブームという話ありましたけれども、私見している限り、屋外を散歩させるときのマナーが非常に悪いというふうに思っています。そんなことで、やっぱり排せつ物の処理なりそういうものをぜひどこかの機会に啓蒙運動してもらいたいというふうに思うわけですが、何か、この事業でなければほかの環境美化とか、そういうふうな関連の事業ってありますか。

住民税務課長 今の犬のふんの始末等については、町のほうにも衛生組合長や町内会長を通じて相談が来ております。散歩する方というのは町内の方で、大体分かっているような感じですので、直接注意するというのも人間関係の中で難しい場合もあると思いますので、その際は、

町内会の要望に応じたチラシ等をその町内会に全戸配布するとかという対応をして、あとはのぼり旗でペットのふんの始末ということで立てていただいて、啓発、注意はしているところでございます。

8番 やっているということですが、この登録事業が一番、飼い主というか犬の把握ができる事業かなというふうに思っているわけです。そんな中で、ぜひその機会を利用して、そういったチラシ等、あるいはそういった啓蒙活動をお願いできないかなというふうに思います。

歳入のほうを見ますと、この飼養犬の登録手数料って11万円ほど入っていますよね。その手数料を少し利用できないかと、この事業の金額を見ますと7万幾らですので、その手数料の差額といたしますか、そういうものを利用するということはできないのかなというふうに思うわけですが、そういった手数料の収入というのはどういうふうな使い道になっているんでしょうか。

住民税務課長 その財源について、委員おっしゃるとおりだと思いますので、重要な財源として啓発活動に使っていきたいと考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 108、109ページの保健衛生総務費の中の右側の2番ですね、備考の2番、献血推進事業4万1,286円使われておりますけれども、令和4年度から目標件数というふうな数字がうたわれています。94件というところで、それで今年度ですが、令和5年度ですけれども、こういうふうな目標件数は何件なのか、教えていただければと思います。

健康福祉課長 今年度も、ほぼ同じ数字を目標としているかと思います。この目標の数値につきましては、献血車に来ていただいたときにやっぱり利用人数が少ないと、次回以降のお願いする際に来ていただけなくなるという可能性もございますので、何人以上いないと献血車のほうに来られないと断られる場合もございますので、そういったところを指標にして目標設定させていただいているところでございます。

3番 このほかにですけれども、個人的にどこかで献血している方もおるかと思うんですけれども、ここ最近の数値を振り返ってみますと、令和2年が124件、令和3年が113件、令和4年が92件ということで、だんだん下がり傾向にあります。

その中で、成果の中にも、消防団だったり民間の会社だったり、光生園、徳洲園というふうな企業さん、書かれてありますけれども、これはあくまでもこの企業さんだけなのか、そのほかの企業さんもあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

健康福祉課長 町で主体的に行っている献血としましては、この成果にございますとおりの施設のほうでも行うということで、なお、えんじゅ荘もここに入っておったんですけれども、えんじゅ荘につきましては残念ながら中止になったという経緯がございます。

町のほうで、中央公民館のほうで行っている献血事業の際等には、農協のほうにですとか一般町民の方にも声がけしながら、人に来ていただけるように対応しているところがございます。以上です。

3番 ぜひ献血をしてくれということで、いろいろなところでPRされていると思うんですけども、町としてもこの献血件数を増やせるようにですけども、例えば今話ありました農協、JAとか、あと一般の方もそうですけれども、あとは役場、あるいは学校の先生等々おると思いますので、ぜひ協力してもらえようような声がけは継続してしていかなければならないと私は思っておりますので、その辺のちょっと見解をお聞かせ願いたいと思います。

健康福祉課長 献血事業につきましては、やはり血液が足りないという状況もあるようですので、県の推進員とかが施設を回ったりという状況もあるようです。町のほうでもチラシやホームページ等での周知は行っているんですが、できるだけその献血の日に来ていただけるように、その周知の期間につきましても早めに周知をすとか、そういった工夫をしながら献血に来ていただけるような取組を進めたいと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

3番 128、129ページ、6-2-1 林業費について質問いたします。129ページの備考の欄、2番林道維持管理事業の中で工事請負費139万7,000円とあります。これは、当初予算で200万円置かれてあって、後山と猿羽山林道というふうな当初の計画だったと思うんですけども、その実績、内容を教えていただければなと思います。

地域整備課長 工事請負費については、林道後山線路肩復旧工事が119万9,000円で、さらに路面復旧工事として19万8,000円の139万7,000円となっております。猿羽山富田線につきましては、土砂撤去ということで、委託のほうで土砂撤去しております。以上です。

3番 今の課長の2番目の答弁のほうで、猿羽山の林道のほうは、土砂の撤去を行ったというふ

うな答弁でよろしいでしょうか。

地域整備課長 はい、猿羽山林道につきましては、土砂撤去という形で実施しております。

3番 堀内の後山に関しましては、西又側から横山側ですか、そこまで通れるというふうなのを確認していますけれども、同じく猿羽山の猿羽山富田線ですか、そこに関しましては車は通れるというふうな認識でよろしいでしょうか。

地域整備課長 はい、両方とも通れる状況になっております。（「はい、分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ページ、126ページの6-1-11体験実習館管理運営費ですけれども、成果報告書によりますと、実習館の日帰り273人、宿泊313人とありますけれども、令和元年度の施設全体の利用者数は1,786名というふうになっておりますけれども、まだコロナ明けというかコロナ禍の中で増えているんですけれども、その元年度に戻るためと言ったらおかしいですけれども、今回改修等、厨房と食堂とかを直しているわけですけれども、以前利用していた方に再度そういうふうな改善的なものを周知したりとか、そういうことは行っているのでしょうか。

まちづくり課長 指定管理者であるエコリサイクルネットワークのほうで顧客リストがありますので、そちらのお客様のほうに、修繕が……、失礼しました、修繕が終わっている、改修が終わっているといった旨をPRと同時にしているというふうに聞いております。

2番 ここの施設の利用というのは、ほとんどリピーターとか、一度体験した方の利用者がほとんどかなと思いますけれども、新規的にやはりこの郡部とか、そういう学生さんだったりとか、やはり使用的にはすごく安く便利なものだとは思っていますので、リピーターリスト的なものの周知もいいですけれども、やっぱりそういった学校関係、クラブ関係とか、そういうところに何かパンフレットとかそういうものを配布するとか、そういうような活動的なものはなさっているのでしょうか。

まちづくり課長 当施設はやはり、周りに建物がなくて、例えば吹奏楽部の部活とかそういったところでもとても人気があるようです。郡内の高校、中学校、そういったところにPRをして、チラシ等での郵送とかそういったことをしたというふうには以前聞いておりましたが、令和2年からのコロナの状況でもありましたので、その旨を再度通知したかを確認して、していなければ再度するように指示をしたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 それでは、130ページから131ページ、6款2項1目林業振興費の有害鳥獣駆除委託料関係ですけれども、町内でもいろいろな有害鳥獣によって畑が荒らされているというようなことを聞いておりますけれども、また、猟友会のメンバーも減少しているというような、そういうような話も聞いておりますけれども、登録者数が減少しているというようなことも聞いて

いますけれども、そういう状況の中で、町の対応として今どういう対応をしているのか、また、今後の方向として考えていることがあれば、ひとつお願いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

有害駆除業務につきましては、町としてやはりどのように取り組んでいくかということが一番大事だというふうに考えてございまして、それは役場だけでは到底できないというふうに考えてございます。そのため、実施するに当たりましては、地域ぐるみでの活動が必要というふうなことがあります。もちろん猟友会の捕獲も必要なんです。まず第一義的には鳥獣を集落に近づかせないということで、生活環境の整備、簡単に言うと草刈りとか、鳥獣が隠れやすい場所をなくす、あとは残渣とかの地域内での廃棄をなくすというふうな形を取りまして、それでも駄目な場合は第2段階として被害防除活動ということで、鳥獣が入ってこられないような、例えば農用地に入ってこられないように電気柵を設置するとか、そのような被害防除活動で、最終的にそれでも駄目な場合は捕獲活動というふうな形を取るような形でしていく方針を町の鳥獣被害対策協議会のほうで定めてございます。その件について、広報等で何度か周知をさせていただいているところであります。

方針的にはそのようにやっているところなんです。また、猟友会さんのわなの取得の支援とか、あとは猟友会さんの有害鳥獣駆除の委託料、またそのほか、農林水産省の総合被害対策の交付金とかを受けまして、実施体の活動に対して活動費を充てているところであります。

1番 段階的に対応していくというようなことは分かりましたけれども、町の、今、猟友会の現状はどういうふうになっているのでしょうか。

農業振興課長 猟友会の会員の状況でございますが、現在、18名の会員がおります。その方々のうち1人、町の職員入っているものですから、17名分の予算、例えば報酬として出しているところ、こちらにあるんですけれども、その18名の会員で鳥獣被害対策の実施体ということで活動しております。

他の市町村、郡内と比べてみますと、本町のほうは減少がそんなに大きくないというか、若い方、30代、40代の方もおりまして、ほかの市町村よりは人数は確保されているような状況でございます。

1番 新たに免許取得して登録するというような、そういう動きはありますか。若い人でそういう。

農業振興課長 新たな動きというのは、最近ですと2名ほどいらっしやいまして、猟友会の会員になっているところです。

今後、さらに新しくというのは、情報、ちょっと私、つかんでいないところですが、これまで銃器の使用の免許を持っていた人が、わなも使用できるように免許を追加で取得するような動きはちらほら出ているところでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 私も、130ページ、131ページ、鳥獣被害対策事業の中でちょっとお聞きしたいと思います。イノシシは確かにいます。かなり圃場を荒らして、穴を掘って暴れ回っていますけれども、そっちは猟友会とかの対処のしようもあると思うんですけども、一番厄介なのが猿じゃないのかなと。戸沢村さんのあのテレビの報道なんかを見たときに、未恐ろしくなってきました。私も裏の山に行ったときに、ガードパイプの上にぼんと1匹乗って、悠々たる姿でこちらのほうを見渡されました。まあ、1匹だからよかったんですけども、あれが戸沢村みたいな状況になったらとんでもないことになるなという思いでありますので、何か対策ができるわけではないと思うんですけども、戸沢村さんのこれからの対策を参考にして、もし舟形町でもそういう状況になってきたときのための対策を考えておくべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

町長 ちょっと直接の担当ではないんですが、先日、世田谷のほうで、世田谷区長と川場村の外山村長さんといろいろ話して、猿の被害について、川場村でひどい状況であったんですが、「その被害を防止したために私が村長でいられる」というようなお話をいただいて、どういうふうにしたんですかと聞きましたら、長野県の豊丘村というところで地獄檻という何かおりがあるんだそうです。それが、設置しているので見に来いと言われて見に行ったけれども、全然捕まえていなかったというふうなことで、その地獄檻というものを川場村も導入したんですが、その使い方川場村のほうでは、一族郎党、二十数頭ぐらい、1グループそっくり入るというようなことがあるんだそうです。

大変すばらしいのではないかというふうなことで、舟形町もまだ1匹とかですね、2頭とか、そういった数しか確認されていないんですが、戸沢村の加藤村長と、戸沢村が20日以降に議会が終わるそうなので、川場村のほうに行ってですね、その地獄檻というふうなものと、それからその使い方というふうなものを研修に行かせてくださいというふうなことでお願いをしています。したがって、戸沢村と舟形町で共同で、ちょっとその研修をしてこようかというふうに思っているところでございます。

5番 ありがとうございます。そんなすばらしい、捕獲できるようなものがあれば、大変すばらしいなと思います。そういうことも含めて、いつ本当に、1匹、1頭、1頭と言うのか、1匹と言うんだかちょっと分からないんですけども、団体さんで来られたらもう手も足も出ない状況になりますので、それに対応できるような、そこをできるような態勢だけは今後つくっていただきたいと思います。答弁はいいです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 126、127ページの6－1－12若あゆ温泉等管理費について質問いたします。若あゆ温泉等管理事業は、当初、6,665万6,000円というふうな金額を置かれてあったわけですけども、

8,400万円ということで大幅に大きくなっております。その内訳ですけれども、修繕料が当初が100万円から292万円ということで、ここが3倍ほどに増えてはいますが、この修繕料の内容を教えてくださいなと思います。

まちづくり課長 こちらの修繕料の主な内容につきましては、センターハウス修繕、改修工事を行ったんですが、その後に排水の詰まりが発覚しまして、排水の詰まりを修繕しております。そのほか、コテージのテラス部分の階段の、上り下りする階段の部分です、こちらの修繕が1件、あとは源泉を送るポンプ場、グラウンドのところにあるんですが、これの送湯施設、ポンプを、源泉を送る送湯施設の制御盤のインバーター交換、あとは女性の風呂の水風呂の部分の、満タンになると止まるようなセンサーがついているんですが、このセンサーの交換、そういったものが主な修繕の内容となっております。

3番 同じところですが、もう一つの大幅増の要因としては工事請負費ですか、これが当初4,800万円から400万円ほど増額しては、5,200万円というふうな工事請負費の内容になっています。これについては、成果報告書の中にも書かれてあるんですが、その辺も少し教えてくださいなと思います。

委員長 暫時休憩します。

午後2時04分 休憩

午後2時06分 再開

委員長 会議を再開いたします。

まちづくり課長 コテージ1棟も改修しております。そのコテージの工事費、工事の中で、当初予定していなかったんですが、追加で風除室を新設しております。ドアを開けてすぐ室内となると寒いといったこともあって、これまでの玄関の外側に風除室を1つ設けております。その風除室分が、主なちょっと工事が大きくなったところになります。

3番 これも多分、私、前に1回、1回というか、あそこに冬泊まってごちそうになってきたことがありました。そうしたら、やっぱり靴を脱いでドアを開けてすぐ部屋で、靴もどこに置いていいかわからないというふうなのをこれで、116号ですか、これに関しては改善になったと思うんですが、こういうふうな計画は当初から、できれば当初予算の中に盛り込んでやってもらえたらなと思いました。

あともう1点、成果の中に、一番最後の言葉ですが、成果表の(3)の成果のところ、お客さん、昨年度と比べてお風呂に入るお客さんが1万7,955人ほど増加したというふうなことですけれども、一番最後の言葉です、「今後に向け利便性が高まった」ということで、ある程度大分お金をかけたので改善はされたと思うんですが、今までの経過を見ますとまだまだちょっと危ない箇所があるのかなと思って私は見えていますので、もう一つ課

題のようなところも一行二行あればもっと、ちょっといいのかなと思っていますけれども、その辺のちょっと考え方も教えていただければと思います。

まちづくり課長 課題といたしましては、コテージ、昨年度は1棟改修させていただきました。

これにつきましては、コテージ全部で13棟ございます。まずは試験的に業者さんによる提案型の改修を行ったところでは、それを見て、その結果を見て今後は少しずつ、予算の兼ね合いもありますので、そういったところの兼ね合いを見ながら、コテージも直して改修していかなければならないというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第6款農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第7款商工費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 132ページから133ページ、7款1項1目観光費の中で、陸羽東西線利用推進協議会負担金1万2,000円というふうになってますけれども、国交省によりますと、昨年7月ですか、地方鉄道の再構築に関する提言として、廃止をにらみながらいろいろな、これから検討していくというような方向あるんですが、その中に今、陸羽東線ということで、新庄―小牛田間も対象になっているわけでございます。

そういう中で、協議会として、これらのことについてどう受け止め、今後どのような活動をしていくのかというのは考えているのか、お願いいたします。

町長 陸羽東西線の利用推進協議会としましては、今後とも、陸羽東線、陸羽西線、共に存続の方向に向けて利用拡大を図っていくというふうなことでの意思統一を図られております。

1番 ぜひ、そういう方向でお願いしたいと思います。

今年の3月ですか、村山市で、県内の鉄道の利用拡大と沿線地域の活性化を目指してのやまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会というのが開催されたというような報道ありましたけれども、これには町のほうで参加しているんでしょうか。

まちづくり課長 委員質問のありましたように、やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会が発足しております。その下の組織としまして、県内4ブロックに、村山、最上、置賜、庄内の4ブロックにおいてワーキングチームが結成されております。村山で開催されたのは、村山ワーキングチームの開催というふうに把握しております。最上でもワーキングチームはつくられておりますので、最上においても開催はされております。舟形町が参加しております。

1番 活動費についても、1万2,000円ということで、令和5年度も1万2,000円の負担金のよう

ですので、その辺も少し増額して活動してもらいたいというような感じでおります。

あと、J Rの利用の方策として、真室川町では今年度から、J Rの通学定期購入した町内の高校生に毎月1,000円の電子ギフトを交付したというようなことで、真室川町、駅の利用というか、J R奥羽本線の利用拡大、利用促進という意味からJ Rのほうにアピールして、町としてもそういうのをしているんだというようなアピールをしているというようなことを聞いております。

町でも、通学している高校生とかほどの程度いるか分かりませんが、今年の4月の段階で、東長沢のある高校生なんかは電車の本数が減らされて困るというような、そういうようなことも聞きました。そういう面で、やっぱり通学定期の助成などもひとつ今後考えて、検討してもらえればなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

町長 真室川さんの場合は、ちょっと特殊な事情がございまして、新庄神室産業高校真室川分校というふうなものがございまして、その存続も含めてというふうな意味合いでの高校生の支援というふうなことがございます。

町としまして、定期に対して支援をしていくというふうなこともあるようですが、まずは現実的にですね、この高速道もできてはいるんですが、自動車については化石燃料をたくというふうなことでCO₂の削減につながらないというふうなことがあるんですが、鉄道についてはCO₂の削減量が少ないというふうなこともあって、欧米のほうでは列車というふうなものに対して市町村での、関係自治体が支援をするというふうな動きもあるようです。やっぱりそういうのをモデルにして、単に国のほうでは利用者が少ないから廃線にするというふうな方向ではなくて、広い意味で鉄道の在り方というふうなものを考えるべきなんだろうというふうな動きに少しずつ変わりつつあるかというふうに思います。

そういった意味で、支援をしていくというふうなことで考えるのであればというふうには思いますが、現在のところ、ただその鉄道利用だけで、鉄道の利用者の高校生だけに支援をするというふうなことになる、鉄道を利用できない高校生に対する支援をどうするのかというふうなこともありますので、そこはすぐにできるかできないかというふうなことについてはかなり難しいだろうというふうには思いますけれども、まずは広い意味で、その利用拡大のための支援というふうなものについては今後とも関係自治体と合わせて、もしくは舟形町独自でそういうことをやるというふうなことについてもやぶさかではないというふうに思いますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 ページが130の観光費、7-1の観光費でありますけれども、先ほど、成果報告書の94ページでの成果報告でありますけれども、下の段ですけれども、舟形町は株式会社ナビタイムジャパンより、オートバイに関わる全国都道府県ツーリング目的地検索上昇1位と表彰さ

れたとありますけれども、これはどういうふうな形で表彰されたのでしょうか。

まちづくり課長 これは毎年、ナビタイムジャパンでオートバイに関わるこういった全国の市町村に対して、上昇率が高い、1位になったことに表彰しているものです。昨年、電話での連絡と郵送によって表彰状がちょっと送られてきたというだけだったものですから、現在、この表彰状については、舟形駅のほうに飾っているというような状況になります。

2番 バイクの拠点地としては、様々ないろいろな箇所です。リピーター的なものがバイクの状況であります。先ほどの例えば農林体験実習館的なものをツーリングと結びつけると、そこがリピーターになり、宿泊的なもので団体的なものが多分恐らく集まってくると思います。私も今ちょっと酒田のバイク屋さんのほうと、最終目的地を農林体験実習館にして、そこを最終地点にして宿泊して解散するような提案をお渡ししています。

今後、そういうふうな形でメーカーさんが乗ってくると、温海のほうでは旧の学校、宿泊施設になっているところも、BMWジャパンという会社で、毎年そこでツーリングの場所とか開いていますので、できればそういう、せっかくこういう目的地で検索1位になっている、きっかけに、やっぱりそういうことのアピール等も必要かなと思いますので、今後ともこういう評価が高いように努めていただきたいと思いますので、評価的にいいなと思ったので、ぜひとも体験実習館でも考えてみてください。

まちづくり課長 そういったオートバイとのツーリング、または自転車によるツーリングというんですかね、旅行者の方にもPRしてまいりたいと思います。

ちょっと話は温泉のほうになるんですが、温泉についてはバイクの愛好者の方々から、とても利用しやすいツーリングの場所だというふうな好評はちょっといただいておりますが、実習館のほうも併せてPR、ちょっとしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 134ページから135ページの7款1項1目観光費の上段にあります、ヒストリックカーミーティング事業補助金の関係でございますが、昨年はできなかったようではございますけれども、今年度は実施ということで、県内のある方が来場しまして、来たんだそうですけれども、その会場内で休むところもお茶を飲むところもなかったということで帰ったというような話がある方から私にありました。ちょっと会場を私も見ていないのであれなんですけど、町直接の主催ではないと思いますが、その辺、今後主催者と話合いをして、どういう状況なのか、少し検討していただきたいなというふうに思いました。

あと加えて、会場には来るわけですが、会場以外の町のいろいろな施設とか食べるところとかあるわけですから、その辺、何か案内書的なパンフレットの交付とかそういうものをして、そのヒストリックカーミーティング会場以外のところに立ち寄るような一つの仕組みとか、そういうアピールというのもやっぱり大事なのではないかと。そして、相乗効

果を生ませるといふかそういうことで、せっかく舟形町に来てくれた方を、その会場だけでなくいろいろなところを回ってもらいたいというか、そういう誘導を図るべきではないかというふうに思いますし、このイベントだけでなく、やっぱり若鮎まつりをはじめ、いろいろなイベントの中に共通することでもありますので、その辺、まず検討してほしいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 ヒストリックカーにかかわらず、若鮎まつり、そういったイベントについては、委員のご質問にもありますように、その会場で終わることだけでなく、会場の外にも経済等の波及効果があるべきだというふうに考えております。そういった考えは私どもも持っておりますので、これまでも町のパンフレットとか、温泉のパンフレットとかをブースに設置したり、本部のほうに設置したりしてPRはしていたんですが、なお今後も、こういったイベントの波及効果が、町内に広く効果が波及するように、できるだけPRのほうをちょっと図っていきたいというふうに考えます。

1番 例えばですけれども、若鮎まつりの段階でなんかでも司会の人からちょっとワンポイントで紹介するとか、そういうようなこともあるのではないかというふうに思いますので、時間の範囲でちょっとそういう検討もしていただければというふうに思います。以上です。

まちづくり課長 若鮎まつりの司会、私が何回かさせてもらっている中で、合間合間で町の紹介とかもさせていただいておりました。このたび、また新しい職員が担当することになりましたので、そこら辺に、その方には申し伝えて、会場のみならず、町のPRも挟むように伝えてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 132、133ページ、7-1-1ですね、133ページの(5)の消耗品費ですね。ここで、成果表の94ページですね、ここに消耗品費ということで、縄文の女神関連グッズということで様々書かれてあります。消耗品費が210万3,287円というふうなところですが、この中に、中学生、舟中の生徒が考えてくれたエコバックやら様々なものがあるようですが、こういうものを、中学生の生徒がアイデアを出した様々なグッズを製作したお金というふうなところでいいんでしょうかね。

まちづくり課長 この消耗品の考え方につきましては、中学生にデザインをしていただいたものを使って、温泉、振興公社、そちらのほうからまず製作してもらっています。製作したものを、町がこの消耗品で購入したといった使い方になっています。

3番 やはり内部で作って、それを商品にしたというところは、大変いいのかなと思っております。

同じく需用費の中の②ですが、その他の需用費51万7,000円というふうな数字ありますけれども、これは具体的にどういうふうなものなのか、教えていただければと思います。

まちづくり課長 決算書の133ページの備考欄のほうに（５）の需用費がありますが、その他の需用費といたしまして、食糧費、印刷製本費、修繕料といったものをその他にまとめております。

例えば、印刷製本費、これは町の観光パンフレット、紙媒体のほうもまだございますので、こちらを4,000部増刷しております。あと、⑥の修繕料につきましては、加工所の備品、機械等の修繕とかそういった内容になっております。食糧費につきましては、町外に出かけた際のお土産代、そういったことになっております。

3番 もう一つですけれども、同じ備考欄の（８）備品購入費の事業用器具費というふうな項目ですけれども、これに関しましては、当初予算ではワイヤレスアンプ、あるいは観光用自転車というふうな、昨年度の予算審査の中で答弁があったと思いますけれども、ワイヤレスアンプは購入したようですけれども、サイクリング、観光用自転車ですか、これは購入しているのか、教えていただければなと思います。

まちづくり課長 観光用自転車というふうに捉えられたかと思うんですが、こちらで買おうとしていて計上しているのは、自転車で来られた方、観光者の自転車をつなぎ留めておく木製のサイクルスタンドの購入を予定しておりました。それで、昨年7台買って、温泉、あとはセンターハウス、移動が可能ですので実習館に置いたり、あとはイベントがあった場合の、例えばヒストリックカーの部分に1台置いてみたりと、そういった移動が可能ですので、そういった活用をしております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

明日は午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時31分 散会

令和5年9月8日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和5年決算審査特別委員会第3日目

令和5年9月8日(金)

出席委員(10名)

| | |
|----------|------------|
| 1番 伊藤 廣好 | 6番 石山 和春 |
| 2番 叶内 昌樹 | 7番 奥山 謙三 |
| 3番 荒澤 広光 | 8番 八 歙 太 |
| 4番 伊藤 欽一 | 9番 佐藤 広幸 |
| 5番 小国 浩文 | 10番 斎藤 好彦 |

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 町 長 森 富 広 | まちづくり課長補佐 | 野 尻 誠 | |
| 副町長 鏡 裕 之 | 住民税務課 危機管理担当課長補佐 | 植 松 昌 人 | |
| 会計管理者 伊藤 茂 樹 | 住民税務課 危機管理担当課長補佐 | 沼 澤 辰 成 | |
| まちづくり課長 曾根田 健 | 住民税務課 住民担当課長補佐 | 八 歙 俊 勝 | |
| 健康福祉課長 鍛 冶 紀 邦 | 健康福祉課 医療年金係長 | 森 祐 子 | |
| 住民税務課長 沼 澤 一 征 | 健康福祉課 地域保健担当課長補佐 | 東 村 貴 恵 | |
| 地域整備課長 伊藤 秀 樹 | 健康福祉課福祉係長 | 佐 藤 祐 | |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤 雅 博 | 農業振興課長補佐 | 岡 崎 千 恵 子 |
| デジタルファースト推進室長 | 佐藤 仁 | 地域整備課長補佐 | 大 場 君 博 |
| 地域強靱化対策室長 | 伊藤 英 一 | 地域整備課水道係長 | 松 本 正 人 |
| 総務課財政主査 | 佐藤 拓 | 教育課長補佐 | 森 英 利 |
| 教 育 長 | 伊藤 幸 一 | 代表監査委員 | 齊 藤 徹 |
| 教 育 課 長 | 豊岡 将 志 | 監査事務局長 | 相 馬 広 志 |
| 総務課総務係主任 | 伊藤 峻 介 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 相馬 広志 | 事務補助員 | 大場 正江 |
|--------|-------|-------|-------|

本日の会議に付した事件

- 認定第 1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を開会いたします。

昨日、町執行部に資料請求いたしました公共施設移動型Wi-Fiの機器使用についての資料をお手元に配付しておりますので、ご確認ください。

直ちに委員会を開会いたします。

認定第 1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

第8款土木費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 138ページから139ページ、8款1項1目土木総務費であります。

その中の東北中央自動車道建設促進同盟会負担金関係ですが、東北中央自動車道の西堀地内ですけれども、これまでもそうなんです、騒音で困っているというようにお話ありまして、その対策として、フェンスの設置などについて沿線の住民から要望がありますが、これまでもアセスメントといいますか、調査したというふうに聞いておりますけれども、基準以下ということでこれまでなっていないわけですけれども、東北中央自動車道も延伸になっておりますし、交通量も以前とは違った量になっているというふうに思いますので、大変、地域の住民から見ますと困惑しているような状況ありますので、早期実現してほしいというように声がございしますが、現在の取組の状況について質問をいたします。

地域整備課長 西堀地区の騒音につきましては、地元のほうからも要望という形で出されておりました、国のほうに再調査、騒音の再調査という形で要望をしているところでございます。

以上です。

1番 新庄尾花沢道路の開通の際には私も建設課におりまして、補佐として担当の立場におったんですが、その段階では騒音が発生すれば、その対策を講じるというようにことで開通したことを記憶しております。ぜひ要望についてはかなえてほしいというように思いますので、町長のほうからもよろしくお願ひしたいと思っております、ひとつ考えを町長からお願ひしたいと思っております。

町長 今年の各町内連合町内会の要望会で西堀のほうからも上がっております。先ほどその対策等については、伊藤課長のほうからあったとおりでありまして、私どもとしましては、ぜひ住民が困っているのを設置していただきたいというふうなことでありますが、やはり国のほうとしても、その基準を満たさないとそれも設置できないというふうなこともあるようです。

ので、ぜひ設置していただけるよう、調査をしっかりとやっていただくようお願いをしているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

2番 ページは138、139、8の2の1、道路維持費の件ですけれども、成果表の98ページの委託料でありますけれども、まず一つ、ちょっと委託料の②当たるのか、③に当たるのか分かりませんが、この維持的なもので、センターラインだったりとか、路肩のラインもこの委託料の中にまず入っているのか、教えてください。

地域強靱化対策室長 こちらの委託費の中には、区画線のほうは入っておりません。工事のほうに入っております。工事のほうの中身になります。

以上です。

2番 工事請負費のほうだと思いますけれども、町道もそうですけれども、県道も含めて、路肩、センターラインの補修というのが、なかなか時期が遅いというか、あと消えていたりとかする箇所って結構あるんですけれども、なぜかといいますと、雪で削られる等でそういう状況になっているのは理解できますけれども、やはり今、車社会において、やはり車自体が、安全の装置でやはりセンターラインとか路肩のラインを感知して、維持装置的なものがついているわけですけれども、やはりその修復時期がもう夏過ぎたりとか秋頃に線が書かれたりすると、もう冬の間近にそういう路肩、センターライン等の白線とかそういうことをするのは、遅いのではないのかなと思っております。

やはりこう安全装置ですので、本来は運転手自らがハンドルを握るといような形でありませぬけれども、やはりそういう安全装置がついている中で、雪国にとって、町道をはじめ、県道、国道等に係るもので、やはりそういうものはやはり春先のものでスタートしていかないとけないのではないのかと思いますけれども、そういう消えている場所については、確認した時点での修復になっているのでしょうか。

地域強靱化対策室長 ただいまの回答についてですけれども、一応、区画線につきましては、優先順位を決めておまして、まず停止線とか、あとは止まれの表示ですとか、そちらのほうをまずは重点的にやっております。区画線の路肩部分のほうとセンターラインにつきましては、まずは路肩の部分を優先に考えて、優先度を決めております。最終的にセンターラインのほうという形を取っております、一応全体的にはパトロールによってうちのほうで把握はしているんですけれども、もしそちらのほうでこの辺は欲しいんじゃないかということがありましたら、こちらのほうにお知らせ願いたいというふうに思います。

以上です。

2番 報告的な感じたところは言えますけれども、やはりガードレールのある場所や、ガードレールのないやはり危険箇所もありますので、運転手の責任ではありますけれども、そちらに

頼るというもおかしいんですけれども、やはりそういう頼るものがついてしまっている以上、やはり何らかの形にそちらに頼っている部分もあるのかなと思いますので、気づきましたらお知らせして、修復、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 同じく138ページから139ページ、8款1項2目の道路維持費ですけれども、町道の維持管理についてですけれども、どのような計画で、スパンで、町道の維持管理をされているのかというようなことをちょっとお尋ねしたいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまのご質問に回答いたします。

維持管理の計画につきましては、毎年春先に道路のパトロールを1回全部、路線ごとに行います。そのときに、例えば土砂の詰まっている箇所ですとか、あとは区画線の先ほど言いましたように路肩の部分とかセンターラインとか、その辺を確認しながら、まず一旦そこで1回目終了、4月から5月にかけて行います。

その後、緊急で災害等があったりとか、あとは皆様のほうからご報告を受けた内容についてということで、その都度行っているというほかに、あとは自分たちで工事とかを発注している工事を見に行くときに、町道、そこに行くまでの路線とかをまず再度確認したりしまして、補修のするところを優先度の高いところから順番に実施していくという形を取っております。

以上です。

1番 分かりました。

路線的には、洲崎山家真木野線の洲崎、横山町内について、数年前に沢内地内で災害が発生しまして、災害復旧工事ということでかなり大きなダンプが頻繁に通行しまして、道路の舗装のひび割れというのが、そういうような状況がかなりある、多く見られますが、それらの補修の工事の計画というものはあるんでしょうか。

地域強靱化対策室長 そちらのほうにつきましては、舗装の補修計画というものを策定しております、社会資本の整備事業の中でそれに取り組んだり、以前はしておりました。

今現在は、その修繕計画を基に緊急度の高いところから順番に実施しているという状況であります。ただし、その途中で舗装箇所、それ以上にひどくなっているという箇所を見つけた場合には、補正とか、あとは当初予算などに計上している形となっております。

以上です。

1番 ひとつよろしくをお願いします。

あとですけれども、堀内橋の関係ですけれども、町長はじめ関係者のご尽力によりまして工事のほう進んでいるわけですが、今後、完成までは五、六年かかるというようなお話も言われております。橋全体の舗装工事、舗装ですけれども、もかなり傷んでるあれがありますんで、その辺、全面の舗装改修というのは県のほうで計画あるのか、なければ要望をしてほし

いなというふうに思います。

新しい橋の場合は、寿命を延伸するために舗装工事というのがほかでも、長者原地内なり舟形でもあるんですが、やはり堀内橋は架け替えがあるというようなことも分かるんですが、年数がまだ五、六年もかかるというような状況で、やはりその辺を全面的な舗装の改修をお願いしたいというふうに思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

地域整備課長 堀内橋の舗装状況につきましては、県のほうでもある程度がたがたしているという状況を確認しているところでございます。ただ、通行に著しく支障がある状況ではないので、まずは今年度はそのままの状況でいるということでおります。

今後につきましては、路面の状況を確認しながら、部分的な補修等々で新しい橋が完成するまでは対応したいというふうに聞いております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 決算書の144ページ、8の4の1、住宅管理費の2で町営住宅管理事業、成果表の中で、ページが104ページ。

この中に、木友団地、管理戸数9戸、入居戸数5戸、空き戸数が4戸ということで、ずっと下のほうに行きますと、町営住宅木友団地の売払いに向けた準備として、土地の分筆及び建物の表題、登記業務、そして県と連携しながら公営住宅の用途廃止、そして成果として、木友団地の売払いに向けた準備を進めることができたというふうな成果内容でありますけれども、今後、この木友団地、どういうふうな方向に持っていくのかということが一つと、今現在入居されている方はどうなるのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 木友団地につきましては、老朽化がかなり著しいということで、まずは現状のまま、町としましては、現状のまま退去されたもの、空き家になっているところについては除却という方向で考えております。まだ住人がいらっしゃる、住民の方がいらっしゃる場所につきましては、自然体の中で、できればご購入いただきたいんですけども、自然体の中で状況を見ながら対応していくという形を取っております。

以上です。

7番 確かに買える人であればいいんだろうけれども、除却後のその土地の活用といいますか、どういうふうなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 現状では堆雪場所という形での活用ぐらいしかまだありませんが、今後、状況を見ながら検討していくという形になろうかと思っております。

以上です。

7番 現在入居されている方へのこういうふうな話というのはしているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 今いらっしゃる住民の方につきましては、アンケートという形で令和4年度に取
つていまして、その中でいろいろ意見を伺っているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 140、141ページになります。141ページの備考の欄の6番、県道負担金事業というふうな
ところで、80万5,950円となっています。成果表の101ページの中にその明細書かれてありま
すけれども、一つは、側溝の整備事業35万1,000円、町負担ですね。あと雪寒事業ですか、55
万4,750円、合わせて80万5,950円ですけれども、これは新庄次年子村山線の具体的な場所を
教えていただければと思います。

地域整備課長 側溝整備につきましては、荒神台から真木野の間の側溝整備という形になります。
雪寒事業につきましては、堀内、洲崎地内の消雪設備のコンクリート部分の補修をしており
ます。

以上です。

3番 雪寒事業は洲崎地内の消雪設備というふうなところで認識しましたけれども、この区間は
多分昨年50メートルの区間が1か所、40メートルの区間が1か所で、合わせて90メートル整
備していただきました。その結果ですけれども、住民の方々の声を聞く限りには、私も目で
見る限りには、この区間はすこぶるよくなっております。

先日の新庄次年子村山線の総会ですか、そのときにも要望してあるんですけれども、ぜひ町
からも強くですけれども引き続き消雪設備ですか、それを改めて強く要望をお願いしたいと
思っていますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

地域整備課長 洲崎地内の消雪設備につきましては、引き続き強く要望していきたいと思っ
ております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、144ページ、8の4の2の住宅整備事業について質問いたします。

145ページのまず1から、堀内地区宅地造成事業、山形新聞の内容を引用して質問させてい
ただきますけれども、8月末に6区画受付開始ということで、順調に整備進んだなというふ
うに見ておりましたけれども、今現在申込み状況等、どのようになっているのか、質問いた
します。

地域整備課長 現在の申込み状況はございません。

以上です。

9番 まだ10日やそこらなんで、10日や1か月も満たないんでね、ぜひ頑張って全6区画売れて、
そして流出防止なのか、呼び込むのか、両方だと思いますけれども、ぜひ頑張ってください

たいと思います。

その下の2ですね。東北農林専門職大学、これちょっと私、昨日だかおととい、町長の答弁聞き逃した面があるんで再度質問しますけれども、教職員アパートについての進行について、ちょっと町長発言したのを私ちょっと聞き逃してしまったものですから、その進行状況。教職員アパート1棟、学生用アパート1棟を建てる予定でこの予算使ったと思うんですけども、その進行状況についてどうなっているのか、もう一度答弁お願いしたいと思います。

地域整備課長 工事についての進捗状況という形では、現在順調に進捗しております、建物につきましてはクリエイト礼文さんのほうで、業者さんのほうで建築しているわけなんですけれども、大分順調に進んでいる状況でございます。

以上です。

町長 工事については今説明があったとおりですが、多分入居の予定というふうなことでの発言に対して聞き漏らしたということかなというふうに思うんですが、現在8戸、教職員アパートは8世帯が入るように造っておりますが、そのうち2世帯分が仮予約というふうになっております。なかなか学生さんよりも進まないというのは、現在もまだ教職員になっている方が別のところで勤務されているわけです。それが今度は正式に今度大学という認可を受けたようなんですけれども、そういうところもあって、今のところは主要な学長さんが1人と副学長クラスの方がお2人が、多分舟形に住まわれるのではないかとというふうな予測です。

以上です。

9番 それでは順調に進んでいると、まずは思っているわけですね。はい。

あと、この農林専門職大学の建設工事に関して、地域住民の近隣住民から、二、三、要望なりちょっとなというふうに言われているところがありますんで、ぜひそこら辺のところは私ここで言いませんから、近隣住民の皆さんによく配慮して、引き続き工事を順調に進めていただきたいと思いますなというふうに思います。よろしくお願いします。

委員長 質疑ほかにありませんか。

1番 先ほどもありましたけれども、144ページから145ページ、8款4項1目、住宅管理費の町営住宅管理事業の木友団地についてでありますけれども、先にリフォームというか、住宅をリフォームしたというような話聞いているんですけども、そしてリフォームして、実際は公募されていないというのは、地域の住民の方の話ですと、そういう形ではもったいないんじゃないかというお話ありました。

また、3棟解体するというようなそういうような話もあるんですが、どのように活用するかということも、地域の方には説明がされていないのか。その辺を心配されている方もありますんで、内容の経緯なり、その辺をお話してほしいと思います。

地域整備課長 木友団地のリフォームについてはちょっと、いつしたか、最近大きなリフォーム

はしていないと、修繕ぐらいしかしていないように記憶しているんですけども、大きなリフォームは過去いつ頃したのかはちょっと記憶してないので何とも言えない部分ではありますが、周辺住民への周知ということについては、まだどのようにするかというのが具体的に決まっておりませんので、これから内容を、今後状況を確認しながら詰めていくという形になってくると思います。住民説明については、その後の話になってくるのかなと思います。

町長 木友団地につきましては、住民の、その団地に住まわれている方からの要望だったと思うんですが、議会のほうからも払下げというような要望もありまして、ただその際には、国の補助事業を受けてやっておりますので、耐用年数等の期間が過ぎないと払下げすることはできないというふうなことがその当時申し上げたところでございました。

一方で、伊藤委員も建設課の補佐をされていたというふうなことでご存じかと思いますが、除雪をするときに非常にあそこは混んでいて、大変なんです。というふうなところがありまして、町としましては、耐用年数が過ぎて購入、団地から移住された方についての建物については、それを新しくリフォームして、また入居者を募集とするよりは、先ほども申し上げましたとおり、除雪の際の堆雪場として使わないと、除雪の作業時間が非常にかかってしまうという昔からのことがありましたので、できる限り、隣のうちとの境界も非常に近いということもありまして、隣のうちの屋根の雪の問題もございまして、3棟の分については、できる限りそういった雪問題の対策として取っておくというふうな方向でありますので、恐らく伊藤委員がおっしゃられたのは、団地に住まれた以外の木友の町内会の人だというふうに理解しますので、木友町内会長を通して十分に説明をしたいというふうに思います。

1番 その点について、説明のほうよろしくお願いたします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 144、145ページ、8の4の2の住宅整備事業費です。

先ほども一部質問あったと思うんですけども、堀内地区宅地造成事業というふうなところで、大変きれいに整備をしていただきました。今、募集のほうに入っているかと思うんですけども、先日あの場所で毎年恒例の堀内地区の盆踊り大会ということで、200名弱の方々が集まっていたかまして、新しくできた芝生の上で盆踊りというふうなイベントをして、大変きれいになったということで地元の声がありました。

その前ですけども、産業振興常任委員会のほうで、所管事務調査ということで、現地を改めてほかの委員の皆さんと確認してきました。

そうしたところですけども、新しく整備なった道路、町道になるかと思うんですけども、その流排雪、排水溝ですか。排水溝ですけども、雨等を流す排水路ですか、排水路ですけども、それが北側と東側のほうに流れるような側溝になっていますけれども、東側ですけ

れども、あの東側は結構高い、高いといいますか、低い沢になっておりまして、そこから流れた排水ですか、それが落ちることによって、下の沢の部分の侵食がどうも心配されるというふうなところがありました。その先、沢のほうですけれども、その流末処理のための側溝も必要なのかなというふうな見方をしてきたんですけれども、その辺の計画は今後あるのかどうか、教えていただければと思います。

地域整備課長 沢ののり面、沢の流末端についての改修につきましては、現在のところ計画はございません。現場の状況を見ながら、降雨後の状況、降雨中の状況あたりを確認しながら、今後しなければならぬ部分是对応していきたいと考えております。

以上です。

3番 ぜひもう一度現場を確認していただいて、適切な判断をお願いしたいと思います。

あともう1点ですけれども、今年の町内会の要望会には提出はしていないと思うんですけれども、同じ場所ですけれども、今住宅6区画が整備されています。将来住宅が建った場合ですけれども、あの場所は結構高台に位置しています。万が一、火災等が発生した場合ですけれども、防火水槽があったらなというふうな町内会のほうで少し話がありましたので、その辺も併せて検討していただければと思いますけれども、その辺の見解もお願いしたいと思います。

住民税務課長 今の防火水槽の件につきましては、毎年、消防団の皆さんに整備が必要であろうという要望を出していただいておりますので、その旨書いていただくということで、ただ、いつになるかというのは、こちらのほうでの予算関係もありますので明言はできませんが、今後、消防防災施設の整備計画を整えまして計画的に整備していきたいと考えております。

3番 ぜひ安全面も万全の体制で、新しいお客さんなのか、堀内地区のお客さんなのか、お客さんというか住民なのか、ちょっとまだ今見当つきませんが、そういう体制で移住してくれる方を迎えていただきたいと思います。答弁は必要ありません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第9款消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 148ページ、149ページ、9款1項3目防災費の中の防災行政無線保守点検業務委託料の関係ですけれども、現在、防災無線についてですけれども、同じ内容の放送が数日も繰り返されて放送されるケースも多くあります。住民から見ますと、騒音的な受け止め方をする方も少なくありません。本来は防災の用だと思えますし、その周知についてはいろいろな町の行

事とかそういうものについては、広報とかお知らせ版とか回覧とか、いろいろなケースでありますんで、その辺、防災無線の回数については回数制限、そういうものをある程度定めて、的確な放送をすべきではないかというふうに考えております。

私も役場に在職中のときは、いろいろな騒音の苦情等もありまして、基本的には1件の項目については朝と夕1回ずつというのを原則にしてきたケースがありますんで、その辺については今どのように考えているか、お願いしたいと思います。

住民税務課長 防災無線につきましては、町としても、町民に知らせるツールとしては大変重要なものだと考えております。

毎日のように発せられるということは、最近で言うと、熱中症警戒アラート等が毎日のように防災無線で流したところですよ。これというのは町の判断もありますけれども、県、国からの依頼等もあって、警戒してくださいという周知をしてくださいという旨を受けましてしているところがあります。ですので、不必要なことを複数回発しているということはないかと思っております。

なお、町のほうにも苦情等、私課長になってからも受けたことないですし、担当課長から基本的には防災無線の使用願というのが出てきますけれども、それほど不必要な内容については、課長判断、私の判断、総務課長の判断の中でカットしている場合もあるかと思っておりますので、そのようなことはないかと思っております。

1番 防災アラートの放送が駄目だというようなそういうことじゃなくて、一般のまずいろいろな運動の習慣とか、いろいろあるわけですよ。そういう面を言っているわけですよ。

あと昨日、8番委員さんから、犬の散歩のマナーというか、そういうようなことでちょっと質疑あったと思うんですが、そういうことこそがやはり定期的に放送して、やはり周知を図るべきだというふうに思うんです。以前はやはりそういうような散歩の際のマナーというか、そういうものも定期的に、私の在職中のときにはしています。そういうものはやはりある程度してほしいというふうに思いますし、あと放送の内容ですけれども、今ですと何々課からというような、最初、「総務課からです」何とかという何だ、本当はやはりタイトルを最初に、タイトルを何なについてお知らせします、そして総務課からですというのでは分かるんですが、最初に課から来て、その後いろいろなその本文の内容を聞かないと何のことだか分からないというか、そういう放送の仕方ではやはりまずいんじゃないかと思えますんで、その辺やはり最初にタイトルを放送して、何々課からというような事にすべきだというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

住民税務課長 放送内容の仕方については、工夫の余地はあるのかと思います。ただ、基本的に犬の散歩を防災無線でということは、ちょっと全町民に関わるものとして防災無線を使うということにはちょっとはじかれる要件かなと思っておりますので、昨日のように関係者限定し

たチラシ等の配布とか、絞って行っていきたいと考えております。

1番 その犬散歩のマナーについてはどういう周知の仕方をするんですか。

住民税務課長 昨日の8番委員からの質問を受けて回答もしましたけれども、犬の注射というのは年1回必ずしなければいけないということもありますので、その際に、職員から口頭でチラシ等も含めて、マナーアップによろしく願いますとか、あとは町内会長や衛生組合長などから相談あった場合、実際相談あるんですけれども、その地区について周知したいというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 148ページ、149ページ、9款1項1目、女性消防団運営経費補助金、これは金額のことではありませんけれども、最初できた頃には結構な人数の女性消防団がいたと思うんですけれども、近年我々も呼んでいただけないんで分からないで把握していないんですけれども、かなり減っているような認識があるんですけれども、その辺はどのようになっているんでしょうか。

住民税務課長 現在の女性消防団員の人数は2名でございます。2名。

5番 2名、やはりかなり、私も2名だと思っていたんですけれども、かなり減っていますね。最初から見れば、やはりこれは必要だと思って立ち上げた組織だと思うんです。やはり2名では足りないのではないかなと思いますので、今後、積極的にやはり団員を増やすような施策を打っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

住民税務課長 舟形町に限ったことではなくて、最上管内の人数を聞いてみますと、やはり減少傾向にあるようなことを受けています。ただ、町としても、春先に1回チラシ出してということで、また正月に年賀状を出す際とか、あとはチラシ、広報紙、年2回ぐらい出しているんですけれども、その中での募集及びその2名本人から直接の募集等をして、できる限り増やせればと考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 ページが146ページ、147ページの9の1の1、非常備消防費の中で、47ページ、2の非常備消防事業の1(1)の報酬の消防団報酬、消防団員報酬、消防団員出動報酬ありますけれども、確認ですけれどもこれ全て口座振替になっているのか、現金支給はないというふうな理解でいいのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 全員分口座振り込みで対応しております。(「はい、了解」の声あり)

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、148ページ、9の1の3防災費の中の149ページ、下から4番目、倒木撤去費補助金、この内容について質問いたします。

地域整備課長 倒木撤去費補助金につきましては、令和4年12月下旬から1月初めの大雪のとき

に、建物に倒木した樹木により屋根の破損したご家庭1軒について支給した倒木を撤去するために支給した補助金となります。

以上です。

9番 それで、これ、ありがたいなと思います。やっていただいてありがたいと思うんですけども、その倒木してきたところの土地は町の土地、それとも私有地、たしか私有地じゃなかったのかなと、私の土地じゃなかったのかなというふうに思います。

ということで、もしそうならば多分規定、こういう災害規定のようなものがあって、要件とか規定とか様々あると思うんですけども、そういうのを当てはめて、こういう倒木撤去費用を出したのか。それとも、以下の、例えば町長の判断によるとか、そういう部分の適用でこういった費用が出ているのか。ちょっとそこら辺のところを詳しく説明をお願いします。

町長 これは暮れの大雪で、第1の佐藤さんのところに倒木があって、雨漏りして大変だというふうなことで、雨漏りを復旧するためには早急に倒木を撤去しなければいけないというふうなことでありました。

9番委員おっしゃるとおり、その倒木が立っていた山林については私有地でありまして、この補助金については、多分私のあれが間違いなければ、その方への2分の1の補助というふうなことだと思います。この段階では倒木というふうなことが想定されておりませんでしたので、急遽2分の1というような規定をつくって、補助を出したというふうなことであります。

9番 そうしますと、補助規定をつくってこの補助金が出ているということは、今後もそういう私有地等からの倒木があって住宅に被害が出た場合は出るというふうに私、解釈しましたけれども、いや、ぜひそういうふうにしてほしいと私言うつもりだったんですけども、してくださったのならいいんですけども、きちんとそういう規定を明記して周知していただきたいなというふうに思うんです。

というのは、今の森林がほら老木化しているということで、大雪が降ったり大雨が降れば、必ず倒木の被害って今後増えてくるなと私見ているんです。そういったときに、やはり困った住民からそういった要望があれば、やはり出さざるを得ない町の状況が想定されるなというふうに思うもんですから、もう一度質問しますが、規定がきちんとできて、そして今後も同様の案件があれば、今後もこういった形で2分の1の補助、上限があるのかどうか分かりませんが、出すというふうに解釈してよろしいわけですね。

町長 この場合、全ての倒木に該当するわけではなくて、そういう異常気象であったり、やむを得ない事情の中で、町で補助をするというふうなことでありますので、その点についてはケース・バイ・ケースというふうなことになるかと思えます。

原則はやはり個人の財産でありますので、国道、県道、町道、全てのところに倒木があった

場合について、原則としては山林とか木が生えているところの所有者の管理というふうなことが第1番目に必ず言われるところでありますので、その原則は原則として、町としてやはり第三者が非常に困るというふうな今回の場合、屋根が壊れた佐藤さんが雨漏りをするというふうなことでありましたので、そういうところで対応したということであります。

先ほども言ったとおり、全ての事案に対応するというふうなことではなくて、異常気象等のいろいろな条件の中で、そのことが補助対象となるというふうなことだと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 147ページ、9の1の1、非常備消防費ですか。その、先ほども質問あったんですけども、消防団員出動報酬149万1,000円というふうな、明確に書かれてありますけれども、これは昨年度、令和4年度ですけれども、消防団員が出動した回数、何回あったのか教えていただければと思います。

住民税務課長 訓練が6回分と火災が3件、あとは大雨警報の際の巡回1件、最上川増水の件1件ですので、計11件の出動に対するものでございます。

3番 ありがとうございます。

おとといちょっと補正予算の中で質問したかと思うんですけども、今年度発足しています予備消防団の人数、この間教えていただきました。私も今回入ったんですけども、これの発足といいますか、各町内でやっているわけですけども、今ヘルメット等々の配布の準備をしているというふうな回答あったと思うんですけども、予備消防団に入った方を一度訓練じゃないですけども講習といいますか、何かそういうふうなタイミングが1回でもあったらいいのかなと私は思っているんですけども、そういうふうな考え方はあるのか、教えていただければと思います。

住民税務課長 その件につきましては、消防団幹部の皆様とも相談して、どのような訓練がいいのか、地区で違うのかもしれないので、その際は幹部会議等で諮って、どのような方が訓練を行うかということも相談しながら対応していければと思います。

3番 今、私も訓練とちょっとお話ししたんですけども、訓練といいますか、そういう、予備消防団はどういう活動をするのかとか、消防団のバックアップをどういうふうな感じですかというふうな具体的なぜひ訓練といいますか、勉強会といいますか、そういうのをぜひ計画して、消防団と検討して計画を組んでいただければと思います。

答弁は必要ありません。お願いします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費について質疑審査を終結いたします。

第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査（朗読、説明省略）

委員長 これより、第10款教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

3番 156、157ページ、10の1の4、スクールバス等管理費について質問いたします。

お金の話じゃないんですけれども、今年度、多分春だったと思うんですけれども、スクールバスと普通の車の子供たちの通勤時間帯に接触したというふうな事項があったと思います。それを受けてですけれども、町では、ほかの運転者もいるかと思うんですけれども、ほかの運転者へのこういうふうな事故が発生したというふうな情報の共有の仕方ですけれども、どういうふうな対応を行ってくれたのか、教えていただければと思います。

教育課長 ただいまご質問のありました4月のスクールバスと乗用車の事故でありますけれども、事故のあった際、すぐに運転手を集めて情報共有、また、そのあとまた集まっていたきまして、事故対応マニュアルを渡して、次のそういうことあった場合の指導等をしているところです。

以上です。

3番 この事故、接触事故を起こしてしまった運転手ですけれども、この方は経験年数はかなりあった方なのかもちょっと併せて教えていただきたいと思います。

教育課長 今、この場で採用から何年という数字は持ち合わせていないんですけれども、大分かなり長い年数、運転手としては運転していただいている方であります。

以上です。

3番 これを受けての対策ですけれども、物理的な対策はまず無理だと思っていますので、ソフト面の安全教育とか、安全講習とか、その辺になるかと思っていますので、ぜひ定期的にですけれども、今回けがとかはなかったんですけれども、振り返りの中で、昨年度はこういうふうな接触の事故があったよというふうなところで、メモリアルというんですかね、そういうふうな安全対策活動をぜひ継続していけたらなと思っていますけれども、その辺の見解を教えてくださいたいと思います。

教育課長 そういった部分も指導していきたいと思います。

町のほうでも、教育委員会のほうでも、年2回、まずは1回は安全運転講習、また、冬季間前の運転の指導等していますけれども、そういった過去の事例等を常に啓発して、安全な運転に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。（「よろしく申し上げます」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 ページは160、161ですけれども、10の2の3、中学校管理費でありますけれども、管理的なものでどこに当てはまるか分かりませんが、中学校の敷地内のものが右回りという形になっていますけれども、やはり舟形中学校という看板のところに「こちらへ」という

ような看板はあるんですけども、右回りいいんですけども、中学校前のその看板は分かりますけれども、やはりB&Gの利用者さん、町外の方とか来た場合に、よく冬とか看板等隠れて、やはり逆走というか、結局B&Gに用事あって来る方が、やはり中学校とかの保護者らは分かるんですけども、多分B&Gの利用者さんでやはり分からない人は、もうB&Gに1回上がってしまって、帰る際にそこからどちら行くかという、もう来た道に戻っていくような感じがあったんですけども、ちょっとこれどうなのか、B&Gに設置できるのか分かりませんが、上って行ってB&Gの脇のところに何か表示的なものがある、できれば中学校前のせっかくの舟形中学校という看板ちゅうかある中で、道路標識的なものをそこにするのではなく、右側には行けませんと、禁止マークで、上ればB&Gの脇に看板があって、ここは一方通行で、お帰りの際はそちらというようなやり方のほうがいいのかなと思うんですけども、その点についてどう考えるか、よろしくをお願いします。

教育課長 ただいま叶内議員からご質問あった件について、昨年の11月の教育懇談会に話題に上がりまして、いろいろな方法を考えていきたいというふうなお話差し上げたところでした。今、議員からお話あった点も含めて、B&Gの玄関、例えば帰る際の見えるところに掲示したほうがいいのかという部分も含めて、検討して対応していきたいと考えております。

以上です。

2番 標識看板等につきましては重要なものだと思いますけれども、やはりせっかく中学校という一つの古い中学校というものがある中で、その前だったりとかにやはり看板は極力ないほうがいいのかと思いますので、今後の対応の仕方で、やはりこう明確に上っていた状態で見分けるようにしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

5番 156ページ、157ページ、10款1項2目の小学校管理事業の項目でお聞きします。

ここに書かれていないんですけども、小学校のトンボのモニュメント、あれ壊れているように思うんですけども、壊れていないのでしょうか。

教育課長 今ご質問ありました小学校前のトンボのモニュメントにつきましては、昨年の年末の大雪の際に傾きがありまして、業者さんには相談しているんですけども、ちょっと結構なお金がかかるということで、今再度、課内で検討しているところです。

5番 あれは学校開設当初当時にできたものなんですけれども、私もPTAにいたときに、やはりほかから来ると物すごく目立つものなんですよ、あれは。どういう意味なんだということで、学校でも把握していなくて、小学校でも。それで、私のほうにちょっと調べてくれというお声がかかったものですから、制作者を呼んできて、どういう意味で作ったんだということ、小学校のときの誰が、渡辺さんだったかな、校長先生ときに発表させて皆さんに周知したんですけども、せっかくあるものですので、ほかにないものであることには間違いな

いモニュメントなんで、できれば直していただきたいなという思いでおりますので、よろしくをお願いします。

教育課長 そうですね。トンボのモニュメントの意味も何かたしか冊子に書いてあったと思います。私も見たことあるんですけども、思い入れのあるものでもあると思いますので、傾きを直すようにしたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 ページが160ページ、中学校費であります。

ちょっと絡めるような感じになってしまいますけれども、成果表の116ページ、県中体連等選手派遣補助金、この金額ではなくて、先生方の働き方改革の中で、この指導者について地域移行というのを私も一般質問した経過があるものですから、この指導における地域移行について、現在どういうふうな状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまご質問ありました内容については、部活動の休日地域移行の件かと思えます。

地域移行については、国から示されたガイドライン、昨年3月ですけれども、にのっとして順次進める予定ではありますけれども、7月の28日に第1回の検討委員会を実施しております、そちらでまずは検討を進める段取りを始めたところです。

また、部活動の代替わり、中体連が終わって代替わりがありまして、これから新人戦になりますけれども、そちらのほう、新しい保護者、新しい指導者になっている場合もありますので、そちらのほうも意見も聞きながら、また次の検討委員会にかけて、どのような課題があって、スムーズに地域移行をいくためにどういった町の支援が必要かなども含めて、これから検討を進める予定であります。

以上です。

7番 今の回答ですと、中学校の生徒、保護者というふうな方を対象にしておるようですけれども、その受皿というふうな組織というふうなことについての話と申しますか、そういったところまでは行ってないというようなことではないでしょうか。

教育課長 受皿の組織体制の部分についての質問かと思えますけれども、そちらについては様々な想定があると思います。今現在部活の指導をしていらっしゃる方、またはこれからはスポ少との連携も必要になるかなというふうに思っています。そういった部分、B&Gの中に総合型地域スポーツクラブがございますので、そちらのほうを母体にいろいろな指導者を集めて指導体制を整備する必要もあろうかと思えます。その辺については、これからの検討がさらに必要かと考えているところです。

7番 あと、先生の働き方改革の中で、今先生方が時間外にやっているこの時間外手当については、もう込みで先生方に支払われているというふうな前の回答でありましたが、マスコミ等

によると、やはり残業等を減らしていくためにはそういうふうなことをなくして、残業した分については別途支払うような方向に変えていくべきだというふうな話もあるようですけれども、この辺について、もし情報等があればお聞きしたいと思います。

教育長 ただいまの質問ですけれども、今やはりご存じのとおり、先生方の多忙感というようなことで、世界的にも日本の先生は労働時間が長いと。そういった中で、何が長いのかというふうな調査をすると、やはり部活動というようなことが出てきているようです。

学校の先生方には、先ほど給料の話で給特法という法律の中で、月に45時間の時間外は容認されているというような含みで給料が設定されているというふうになっています。今、そういったことが、国、文科省のほうで給料をどういうふうにするかというふうなことで給特法の見直しが今されているところで、具体的な話はまだこちらのほうには来ていませんけれども、見直しに入りますよというふうな話は聞いています。

委員長 ほかに、質疑はありませんか。

9番 それでは、168ページ、10の4の3、これは文化財保護費の上から7段目あたりの町指定文化財補助金ということで273万円、決算額ということですが、まずはこの事業内容について、説明をお願いします。

教育課長 ただいまご質問ありました町指定文化財の補助金の事業内容ということでございますけれども、令和4年度につきましては、富田の親杉の活動に対する補助金が3万円、あとは松橋地区の薬師如来保存会、こちらのほう、薬師如来を移設しております、そちらにかかった補助金270万円、その2件でございます。

以上です。

9番 それで、令和4年度の予算の中で、予算書の中では276万取っているんで、適正な執行予定どおりだったんだろうなと思うんですけれども、この成果報告書の120ページの中のその他の経費で270万円ほど上がっているんです。総額で540万円ぐらいになっているわけですが、このその他の経費でかなり多く使ったなというふうに私見しているんですけれども、この内容について詳しく説明をお願いします。

教育課長 ただいまのご質問、成果報告書の中にある執行額545万6,748円に対するその他の経費の部分でございますけれども、決算書、ページ167ページでございます、こちらに上げている補助金、交付金以外の部分になりますので、報酬から委託料等を挟みまして使用料、賃借料、ここまでの経費が270万円かかっているという内容でございます。

以上です。（「ちょっと休憩、休憩してもらっていいですか」の声あり）

委員長 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

委員長 会議を再開いたします。

9番 それで、薬師如来の維持困難になるということで、結局公民館に移転したときの造成なり、そういった費用に270万円かかったと、こういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

教育課長 ただいまお話あったとおり、松橋の上のほうから下の公民館に、薬師にあった木材等を活用して、新しいお社というか、をつくった経費になります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。3回終わってるよ。3回。ほかに質疑ありませんか。

7番 ページが168ページ、10の4の3、文化財保護費の中で、金額的にどこに入るかちょっと分からないんだけど、成果表の121ページ、一番下段です。最上南部3町村縄文文化発信事業、この事業の内容について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまご質問のあった最上南部3町村縄文文化発信事業になりますけれども、こちら、成果報告書にもありますけれども、最上町、大蔵村、舟形町さんと情報文化発信しようという事業になりまして、令和4年度については、会議を何回か行ったほか、縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト、こちらのほうを3町村で行うに当たっての募集であったり、審査であったり、また審査後の巡回展示なども、それぞれの町村で行っていただいております。

以上です。

7番 そうしますと、3町村の方々が、最上町で発掘された縄文遺跡、あと大蔵村で発掘された縄文遺跡、合わせて舟形町の縄文遺跡とあるわけですが、この遺跡についての見るというふうな、見て聞いてというふうなことの事業はやっているのかをお聞きしたいと思います。

教育課長 3町村の遺跡、最上町の水木田遺跡、大蔵村の清水のあたりの遺跡ですかね、を見ての事業等は行っておりません。水木田遺跡から出た土器については、うきたむ風土記という高島町のところにありまして、そちらに行くツアーなどを実施した経緯はございます。

以上です。

7番 このことを質問した主目的は、森町長というか、町のほうで、縄文の女神の里帰りというようなことかなり今検討しているわけです。もし、縄文の女神が里帰りした場合には、やはり舟形町だけの遺跡では非常に物足りないというふうな状況になってくるかと思えます。今回の3町村合わせて最上地域の縄文に関わる物が一堂に集まれば、かなりのボリュームの展示物ができるんじゃないかなというふうに考えるわけです。そういった中で、この縄文の女神の里帰り関係についての最上、そして大蔵村等々の舟形町の思いというふうなところの発信はやっていないのか、お聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にありました女神の里帰りというようなテーマになりますけれども、そういった部分も意識しながら、今年度の縄文の女神まつりにつきましては、最上地域の縄文文化ということをテーマに、講演であったり展示であったりというものを行ったりしているところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 172ページから173ページ、10款5項3目のB&Gの海洋センター管理費についてですけれども、B&Gは築何年になるのでしょうか。耐震化はなっているのか、その辺お聞きしたいんです。

教育課長 ただいまのご質問についてですけれども、B&Gについては、昭和56年建築でありまして、建築から40数年経過しております。耐震についてですけれども、体育館のほうは耐震化になっておらず、施設については耐震工事をしていないところです。

以上です。

1番 体育館はなっていないということでしょう。全部なっていないの。はい。

それで、そういう利用もB&Gあると思いますんで、今後、大規模改修なり、そういう計画はどのように考えているのでしょうか。

教育課長 町としましては、全ての施設について個別施設計画をつくってございまして、法定耐用年数であったり目標使用年数というものを定めて、計画的な改修が必要かと考えております。

堀内の改善センターであったり、長沢の学習センターであったりが様々な改修を行っておりますけれども、B&Gにつきましても、順次改修計画の中に入ってくるものと思われまますけれども、担当としましては、令和9年度のほうに予算を計上する予定で、5か年の計画の事業計画に上げているところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 174、175ページ、11の1の1、農業用施設災害復旧費のところですが、右側の175ページの農業施設用災害復旧支援事業719万円で、成果表には、農地が3か所、農業用施設が8か所というふうな書かれてありますけれども、農地3か所の具体的な場所を教えてくださいと思います。

地域整備課長 農地につきましては、6月27、28日の大雨により長沢目川が氾濫しまして、農地に土砂を堆積させたというような災害になりまして、長沢目地区が3か所になります。

以上です。

3番 その次ですね、農業用施設8か所、これについても教えていただければと思います。

地域整備課長 農業用施設につきましては、6月27、28日、7月4日、8月4日、5日の大雨によりまして、水路5か所、道路3か所が被災しております。長沢目が1か所、野地区が2か所、大平地区が2か所、長尾地区が1か所、堀内地区が1か所、幅地区が1か所、計8か所になっております。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより第12款公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第12款公債費について質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

委員長 これより第13款予備費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 金額的な質問ではありません。舟形町で予算計上しているこの予備費の使い方、今、国のほうで、非常にこの予備費の使い方について議論が高まっているようでありますけれども、当町におけるこの予備費の使い道というのはどういったことを想定して予算計上しているのか、お聞きしたいと思います。

総務課財政主査 予備費につきましては、執行する必要がある事業等について、予算が存在していないような場合に充用して使うようなことになります。令和2年、3年でしたかに、行旅人の方の死亡に関する経費について、この予備費を使って充用して執行したというような経過がございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑審査を終結いたします。

これで一般会計の審査を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

認定第2号 令和4度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 それでは、190ページ、6款2項1目、基金繰入金1,950万円、これ、なぜ必要になったのかについて質問いたします。

健康福祉課長 基金繰入金につきましては、歳入に対して歳出が多くなるということで歳入が不足するというときに、この基金から繰り入れることによって歳入歳出の均衡を図るものでございますけれども、令和4年度につきましては、保険税の改正がこの年から実施しております。それに伴いまして、国税収入が減るということが見込まれましたので、その少なくなった分を基金から繰り入れることによって、歳入歳出の均衡を図るというものでございます。

なお、この基金繰入れには、この保険税の引下げ以外に、新たな健康事業に取り組むということの事業費のほうも見込みまして、この金額を歳入として見たところでございます。

9番 国民健康保険税を引き下げる影響を見込んで、まず1,900万ほどの基金を崩してあれしたということですよ。

ちょっとページ変わりますけれども、202ページの、今度は基金積立金というのが7款1項1目で1,640万ほど積み立てられています。つまり、差引き300万円のマイナスということになります。

これ、財産調書の一番最後のページにそれきちんと載っているんですけども、去年の令和3年度の決算を見てみると、2,500万円ほどの積立でだったんです。2,500万円ほどの積立で、今年は300万円ほどのマイナス。この基金繰入金と基金積立金の差引きをすると300万円のマイナス、つまりこれが国民健康保険税あるいは健康寿命の事業、引き下げた分と健康保険の健康寿命を延ばすための事業にあてがわれた費用ということに私はなると思うんです。

私、前々から、この使い道がなくなった国民健康保険給付金基金を使って引き下げて、そういう国民健康保険税を引き下げてほしい、するべきだということを実際にやったという、この令和4年度の決算、これは高く評価します。安くして健康寿命の事業をして、マイナス300万円で抑えられたということも高く評価したいと思います。

それで、今後こういった引下げをずっと続けていけば、毎年300万円ぐらいのマイナスぐらいで、つまりこの健康給付基金積立金、今2億4,000万円ほどありますけれども、ここから毎年300万円ぐらいの減ぐらいで、健康保険税の引下げというか、安い部分と健康寿命の事業、これを引き続きそれを続けていけるというふうに見込んでいるのかどうか。これの見通しを質問したいというふうに思います。

健康福祉課長 それでは、ちょっと今のご質問に答える前に、国保の会計については、平成30年度から広域化が始まりまして県統一ということになりまして、1本の会計、県全体の会計となっております。その関係もありまして、これまで基金を保険税が毎年急に足りなくなったりとか、保険税収入では足りなくなったりとか、支出が急激に多くなったりということに備えて基金というものの必要性がありまして、基金を持っているんですけども、その基金の必要性というのがほぼ薄れたという状況でございます。

そういった中で、町のほうでも、そういう様々な状況に応じて保険税率の改正というものをこれまで行ってまいりました。これまでそういった不足に対応するために保険税率のほうを上げる方向で改正してきましたけれども、そのかいもあってといいますか、基金の残高が積み上がってきたという状況でございます。それが平成3年度までそういう状況が、保険税率を高く設定したことによって基金が増えてきたという状況でございます。

今後、その基金の必要性というものが薄れておりますので、その基金を活用して住民に還元していくという考えの下で、令和4年度から税率を引き下げまして負担を減らしていくということになったわけなんですけれども、令和4年度の決算につきましては、基金が300万円減ったというような形で出ておりますが、それは佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。基金から取り崩して、さらに積んでということの差引きでございます。

今後の見通しということなんですけれども、この令和4年度につきましては、差引き300万円ということがあった背景には、繰越金が令和4年度は3,500万円ぐらいあるという状況がございます。繰越金の金額が大きかったという事情があったために、1,600万円ほどの積み戻しできたという背景がございます。

今年度の決算歳入歳出の差引きでいきますと、1,700万円ぐらいの黒字なんですけれども、それが次年度には繰越金としてこの金額が計上されるわけなんですけれども、今年の3,500万円に比べると、1,700万円なので、1,800万円ぐらい減ってしまうということになります。今後、そのような形で繰越金の金額が、令和4年度は多かったんですけども、令和5年度からは減っていくという事情も踏まえて考えていきますと、今回1,600万円積み戻しできた金額が、今後はできなくなるというふうに考えております。

ということで、今年度は1,950万円取り崩した金額、次年度以降も相当額、それと同等額を取り崩していくという考えでございますけれども、それに対する積み戻しが想定していない

という状況ですので、毎年2,000万円近くの金額が、基金から取り崩さなければいけない。それを今の税率でいくと、そのぐらゐの金額が減っていくという試算をしているところでございます。

加えまして、県のほうで今、保険料の統一ということ、一本化を目指しています。各市町村で今それぞれで設定している保険税なんですけれども、税率なんですけれども、それを最終的には県で同一の金額にして、どこにいても同じ料金を支払うというようなことを目指して進めているところでございますけれども、やはり高いところと低いところというのは差がありますので、それには、すぐ1年後、2年後からというわけにもいきません。今のところ長いスパンで、10年ぐらゐのスパンで統一化を目指していくという方針なんですけれども、それまで、町のほうではそれを踏まえて、税率のほうを抑えた形で対応できるところまでは対応すると。県のほうで一本化になったら、それに合わせなければいけませんので、そこで税率が変わってくるということも想定して、今の基金を有効に使うために、いろいろとシミュレーションをして進めていこうとしているところでございます。

9番 ざっくりと財政の流れを聞きましたけれども、あと5年ぐらゐは安くできるんじゃないかなというような井勘定を私したんですけれども、県が統一するまでね。しかしながら、もし繰越金が低ければ、積立基金が少なければ、2,000万円ぐらゐのマイナスになるんじゃないかという見通しを聞きました。

私、これ使うべきだというふうにいるものから、ただ、ほら、ゼロになるまで使うつもりなのか、これ半分1億円程度あるいは2億円を切るぐらゐまで使うという考えでいるのか。これ町長判断なのか、課長判断なのか分かりませんが、どのぐらゐまでなら安く、3年ごとの見直しですからね。その中で、この基金をどの程度まで減らしたらという考えがあるのか、そこを持っているか、質問いたします。

健康福祉課長 国保の税率につきましては、これまで3年ないし4年ぐらゐのスパンで改正してきた経緯がございます。国保の税率につきましては、毎年運営委員会を開いて決定しているという経緯がございます、いへば毎年変えることはできるという性質のものであるようです。

今後の基金のどのぐらゐまでという見通しですけれども、今、今年度決算の末現在では2億6,500万円ほどの基金残高ということになるろうかと思っておりますけれども、毎年これから2,000万円ぐらゐ減っていくという想定をしております。この基金につきましては、そもそも県の広域化がなりまして、市町村で持っているという必要がなくなったものというふうにいるしております。

ただ、県のほうからの請求に基づいて支払するに当たって、一応残しておいたほうが何かと利便性があるというような判断で、今も同じように基金が残って運用しているという状況

なんですけれども、県の統一化まで10年ぐらいはかかるかなというふうには考えておる中で、10年間、その中で基金のほうもまだなくならないというふうには感じているんですけれども、ある一定時期でその基金についての基金がある程度減ったところで、それをもう一般会計に入れてしまうのか、使い切るまで残しておくのかという判断はしなければいけないと思うんですが、今のところこの基金の必要性というものもほぼなくなる、基金を置いておく、基金を持っておくという必要性が軽減しているものですから、町としてはこれを相当額まで取り崩しながら、国保の運営に充てていきたいというふうに今のところ考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 186ページから187ページの1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税の課税についてでありますけれども、先ほど県の広域化という話も出たんですけれども、15歳以下の保険税の均等割を全額軽減というようなことで新庄市では実施しているようなんですが、子育て支援の一環というか。そこまではならないと思うんですが、そういうことをする余裕といういうか、財政的には余裕はどうなんでしょうか。検討する余裕はないでしょうか。

健康福祉課長 今、議員のおっしゃられた件につきましては、特に検討していた経緯はございません。ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、新庄市でそのように軽減しているというようになこともちょっと私のほうでは把握しておりませんでした。

以上です。

1番 新庄市のあるチラシというのか、そういうのにちょっと載っていたものですから、関係の後で聞いてみてください。

あとは被保険者、国保の被保険者の世帯数、それから被保険者数は今何人いるんでしょうか。

健康福祉課長 令和4年度末時点で、被保険者数のほうが1,118人、世帯数が699世帯となっております。

以上です。699世帯でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 先ほどの基金関係の答弁の中で、ちょっと分からないところがあるものですから質問しますけれども、令和4年度における基金の残高としては、300万円程度減っているということの、減って2億6,500万円程度の残高のようではありますが、令和4年度では基金から1,950万円取り崩して、そして決算については実質収支が1,737万4,000円ということで、差し引くと200万円程度が足りなかったのかなというふうにしますが、そういうような感じですが、この令和4年度における301万1,000円、基金が減っているわけですが、その求め方ちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 令和4年度につきまして、基金の取崩し額が1,950万円の収入済額となります。これを取り崩しまして、要は基金からそれを引きます。引いて、今度は積み戻すわけですが

れども、積み戻す金額が、基金積立金、202ページ、203ページの基金積立金の決算額1,648万9,361円、これを積み戻すので基金に加えます。その下ろした分、崩した分と積んだ分の差引きが300万円なにがしという金額になるという計算でございます。

7番 やはり私が思っていたとおりの答弁でありましたが、そうしますと、先ほど来、単年度で積立金が2,000万円とか減っていくとかというふうな回答があったようでありますが、今回につきましても、国保の差引きが1,700万円の黒字というふうになれば、今回仮に1,900万円を取り崩したにしても、1,700万円戻るわけだから、単純にすれば二、三百万円ぐらいの基金の取崩しで間に合うというふうなことですよね。

要は言いたいのは、舟形町における健康保険税の支払い状況については、県下でもトップなわけです。その方向として基金については県が一本化になったというふうなことで、舟形町独自で使えるというふうな、前に答弁あったような気がするんです。

そういった中で、健康づくりのために使うということと、健康保険税を引き下げるために使っていくというふうな答弁があったような記憶しているんです。そういった中で、この基金の2億6,500万円ほどある基金の使い方、町としてどういうふうな方向で使っていこうとしているのか。要するに、これは県には上納する必要ないだろうというふうに思いますんで、掛金を引き下げる、税を引き下げるために使うのか、それとも健康づくりのために使っていくのか、そこら辺のところをもう少し明快に回答お願いします。

町長 平成30年に県で一本化したときに、今まで単体で国保会計を運営、市町村やっていました。それぞれの市町村で。そのために基金が必要だったんですが、それだと財政的に厳しいような小さい自治体は運営が成り立たないというようなことがありまして、県で一本化になったわけです。そうすると、本来はそこで基金をやめてもいいというふうなことで、廃止する市町村もあるんです。ただ、舟形町については、その制度がどこまで信用できるか分からないというようなちょっと疑い深いところもございまして、基金は残しました。

その結果、健康づくりとかにも努めて、要は税的にはあまり変わらず、料金は変わらずなんですが、高額な医療費がかかるというようなことがなくなってくるために、毎年黒字が多く出てきて、2億何ぼまで積み上がってしまったと。これをもう基金が要らないという段階で一般会計に戻してしまうと、国保税を払った人と、今まで国保税を払っていない人との不公平が出てくるだろうというふうなことで、主に国保税をまず下げましょうというのと、国民健康保険の方々に健康づくりをなお一層していただきましょうというふうな二本立てで、基金を取り崩していこうという、将来的にはなくそうというふうなところで今います。

ただ、今年も先ほど9番委員さんがありましたとおりに、本来は2,000万円ずつぐらいマイナスになっていくところなんですけど、逆に言うと、黒字に出てしまったもんだから300万円しか差が出ないような感じになっているんですが、基本的には2,000万円ずつぐらい取り崩してい

くような方向でいければというふうに思っています。

先ほども言ったとおり、国民健康保険の税を納めた方々が積んだ基金でありますので、その方々にできるだけ返していこうというふうな思いでありますので、先ほど言ったとおり、税については今後とも余り引き上げなくても大丈夫な方向で使っていくことが大前提、プラス健康づくりに使わせていただくというふうなことを目指しております。

委員長 ほかにありませんか。

3番 202、203ページの6の2の1、事業活動費の国民健康保険事業活動費事業の中の一番下ですね。人間ドック等拡充検診委託料307万6,700円というふうな金額入っていますけれども、これは多分町独自の大変いい事業かなと思っておりますけれども、こういうふうな事業は、県内でやっている市町村あるのかどうか、まず教えてください。

健康福祉課長 県内では舟形町だけというふうに認識しております。

3番 その中に、オプション検査3項目セットということで276万9,800円ですか、これが使われています。これの中身ですけれども、腹部超音波が4,950円で、心筋疲労が1,870円、甲状腺が2,310円かかるところを、個人負担が1,000円で、町のほうで8,130円。町のほうで8,130円出してもらっているんで、その分お得だよというふうな事業だと思うんですけれども、この276万9,800円は、これただ8,130円で割ると、約340の方が受けているというふうな見方でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 そのような考えで間違いありません。

以上です。

3番 人間ドックを受けるというふうな希望した方、実際に受けた方ですけれども、逆にそちらのほうは何名昨年度はあったのか、教えていただければと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

健康福祉課長 概算ですけれども、約6割の方が受けているという計算になるようです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 194、195、1款1目の中にジェネリック利用促進委託料とありますけれども、これ、どういう、啓蒙活動なんでしょうけれども、どういうやり方をしているのか、お聞きします。

健康福祉課長 国保連合会のほうに、被保険者のほうに、ジェネリックを使うとどのぐらい料金が下がるよというような通知を出してもらおうようにお願いしております、それによってど

のぐらい下がるかというように基づいて、使うか使わないかというような判断をさせていただいているかと思います。

5番 そうしますと、健診センターに行ったときに、我々が行ったときに、この薬、ジェネリック使ったほうがいいですって、金額的にも金額だからそんなもんだかなと思うのだけれども、そういうやり方ということ、分かりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 ページが186ページ、1-1、国民健康保険税絡みで、当町においては高い収納率を誇っていても、不納欠損額79万3,081円、これ発生しているわけです。その金額の件数と、不納欠損に至った理由とといいますか、そこら辺を分かる範囲でお聞きしたいと思います。

住民税務課長 件数ですけれども、8人で33件で79万3,081円でございます。中身につきましては、5年の時効ということで、相続人がいないとか生保になったとか、病気で働けなく収入がないと、年金収入だけで払えないという方で、5年で時効になった分ということでございます。

7番 国民健康保険税については、あくまで本人にしか請求できないということなんでしょうか。要は、固定資産税だと、戸籍を調べて親類縁者というような形にまで請求しているようすけれども、あくまでこの保険税については、個人からしか回収できないということで、親族等には何ら請求する権利がないということなんでしょうか。

住民税務課長 亡くなった場合については、その相続人等に請求はさせていただいていますが、相続放棄等も経過したという場合がございます。

7番 生前中に親族にじゃなくて、死亡してから親族に請求したケースがあるということか。もう一度確認です。

住民税務課長 死亡してから、相続者に当たるであろう方に請求したということはありません。
(「分かりました」の声あり)

委員長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 後期高齢者の今加入している被保険者の世帯数と人数、お願いします。

健康福祉課長 被保険者数でございますけれども、令和4年度末で1,113人、世帯数が857世帯で

ございます。857世帯でございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 介護保険特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 施設入所の要件であります。介護度3以上というような、待機者の今の状況はどう、何人おられますか。待機者だけ。

健康福祉課長 施設入所待機者につきましては、町内の待機者につきましては43名、町外につきましては21名ということで把握してございます。

以上です。

1番 分かりました。

質問ではありませんけれども、介護予防教室、今、包括支援センターの主催でゲンキー介護予防教室がとてで実施されておりますけれども、毎週水曜日ですか、午前、午後。送迎もされているよということで、利用されている方は大変ありがたいというような声ありましたので、一応報告をさせていただきます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番 ちょっと確認させていただきます。

230ページ、231ページ、1款1項1目滞納繰越分、普通徴収保険料の徴収率の収納率19.69%とかなり低い数字だ、何かこの要因とかあるんだったら、教えてください。

健康福祉課長 滞納されている方が、介護保険だけではなくて、ほかの町税等の滞納もされている方が多いようでございますので、そういった中でやはり優先的に、介護保険につきましてはちょっと優先的にいただいていないという状況で、その分、収納率も低くなっている状況のようです。

以上です。

5番 そうしますと、滞納している方が収納する順番で、一番後ろにこちらの介護保険のほうに来るので少ないという認識でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 特に税の種目によって優先順位をつけているということはないようですけれども、

やはり滞納者が納められる金額ということにも、多くないということの中で、やはりそれぞれの支払いに回す金額というのはどうしても介護保険のほうが少なくなってしまうという状況のようです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 成果報告書の154ページの具体的な事業内容ということで中段にありますけれども、この中で、長者原、富長地区では未接続が22戸、それから堀内地区で31戸など、全体で80戸が未接続のようですが、この世帯は合併浄化槽の設置というのが主なんでしょうか、あるいはくみ取り方式というか、どういう世帯なんでしょうか。

地域整備課長 未接続世帯につきましては、合併浄化槽が5世帯、単独浄化槽が19世帯、くみ取りが56世帯の80世帯になっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第6号 令和4年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 成果報告書の156ページでありますけれども、下段の公共下水道事業浄化センター管理事

業の中でありますけれども、定住戸数が980戸で106戸が未接続というようなことになっております。今後、空き家の増加も予想されますし、一般会計からの繰入れも1億800万円ほどあるようでありますけれども、今後の維持管理を考えた場合、大変ではないかなというふうに考えておりますけれども、その辺、どのように考えておきましょうか。

地域整備課長 接続人口の減少につきましては、下水道、集排とも料金収入が、料金収入と他会計からの補助金、一般会計からの補助金が収入になっておりますので、人口減少というのはかなり厳しい要因ではあると考えております。

ただ、未接続者については、下水道が引かれたときに既に合併症浄化槽を導入しているとか、あとは高齢化や経済的な理由等での未接続が多かったように認識をしております。現時点の未接続の世帯状況というのは特に調べていないんですけれども、水洗化については資金が必要ですので、当時の状況から考えてみましても、積極的な啓蒙とか接続の推進とかというよりは、各ご家庭の考えの中で自然体での対応にならざるを得ないのかなというふうには考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

委員長 水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 成果報告書の158ページの事業内容に関連してですけれども、県の情報によりますと、水道事業を県内4圏域に区分して、最上管内は最上圏域水道としての方向性を検討というような、そういうことも情報としてありますけれども、これについては今現在どのような状況になっているのか、そしてこれに対して、町としてはどういうスタンスでいるのかということについて、考え方をお願いしたいというふうに思います。

地域整備課長 県のほうで山形県水道広域化推進プランというのを作成しております、その中で、舟形町の考え方というのが、まず広域化しても、広域化というのは県の企業局の水道、金山のほうから新庄を経由しまして柏木山を通過して、原田山の配水池まで水を持っていくという一つの案、最上圏域のほうで示されたんですけれども、それについては、現在の柏木山の管路が小さくて、管の口径が小さくて持ってこれないと。それを大きくすると、今度は費用対効果の関係で黒字化するのがかなり難しいということで、舟形町としましては、水道の

広域化というのではなく、薬剤とか材料の共同購入などで費用の負担軽減を図るような形で計画しているところでございます。

以上です。

1番 分かりました。

2点目は、現在の最上管内の水道料金の水準といたしますか、最上管内で舟形町の水道料金というのは大体どの位置にいるのか、お願いします。

地域整備課長 舟形町の水道料金につきましては、水道料、13ミリ、一般家庭で基本10立方メートルまでで税抜1,500円、超過1立米当たり税抜で190円というふうになっておりまして、使用水量30立方メートルぐらいで考えますと、大蔵が一番安くて4,600何がしで、舟形が5,400円で、1位との差が760円。続きまして、鮭川、最上、新庄、戸沢、金山、真室川となりまして、真室川が一番高く8,000円ぐらいという形で推計しているところでございます。舟形につきましては、最上管内で2番目に安いというような状況になっております。

1番 大蔵が一番安いということなんですか。次が舟形というか、3番目が。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 成果表の成果報告書の158ページ、事業内容、供用状況を見ると、人口は100人以上減っている。年間総給水量は3万4,178立方メートル増えている。有収水量、これは1万1,945立方メートルが減っている。有収率、これが令和3年は77.2だったのが、令和4年度には71.7ということで減っているんだけど、これ有収率が減ったというふうな理由は、何なんでしょう。

地域整備課長 年間総給水量というのが、ポンプで水を上げている総量になります。年間総有収水量というのが、各ご家庭に配られて料金化、収益化に対応する水量という形になりますけれども、1万1,945立方メートルの減につきましては、漏水、令和3年度で8件あったものが、令和4年度につきましては13件という形で、漏水が多かったところが主な原因だというふうに考えております。

以上です。

7番 経年劣化というようなところの理由があるにしても、こういう漏れているところの漏水の箇所の修繕等についてはどのような対応を行っているのか。

地域整備課長 漏水箇所につきましては、漏水したらできるだけ早急に漏水を修繕するというような形で、現在は、現時点ではやっております。

以上です。

7番 そうしますと、回答を聞いていると、まず応急的な形で対応しているということなんだけれども、令和4年度でこのくらい出たということは、経年劣化等を考えていけば、ますます増えてくるというようなことなんだけれども、抜本的な対策を講じるためにはかなりの金額

が必要になってくるというふうなことだろうというふうに思いますが、当面は応急的な処置しかできないということなんでしょうか。

地域整備課長 水道会計の経営的な面から見ると、大きな工事はちょっと当面難しいという判断でありますので、当面は応急的な工事で何とかしのいでいきたいというふうに考えております。

以上です。

町長 この件については、全国的にやはり問題になっています。人口減少の中で水道の経営が厳しいというふうなのは、どこの自治体も変わらないというふうなところでもあります。特に、小さな自治体ほど、要は料金収入が上がらないために、今まで布設した水道管であったり、管の更新がままならないというふうなこともあります。

来年度4月からは、今まで衛生という面で厚生労働省の管轄だったんです。補助金が3分の1というような低い補助金であったというふうなことなんです。4月1日からは、来年の4月1日からは国土交通省の管轄になって、インフラの一部というふうな取扱いになるようです。我々が期待するのは、そうした場合に、通常の道路とか下水道とかと同じように補助率が上がって、弱小自治体であっても、水道経営の分野で少しでも更新とかが進むのではないかとというような期待を持っているところです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、水道事業会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いいたします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。

お諮りいたします。

一般会計並びに5特別会計、1企業会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書について、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、認定第1号、令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号、令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

認定第4号、令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに5特別会計、1企業会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたします。

3日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。心より御礼申し上げます。

これをもちまして、令和4年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時57分 閉会